

# 水産政策審議会資源管理分科会

## 第142回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第142回資源管理分科会  
議事次第

日 時：令和7年12月8日（水）13:30～17:45

場 所：A P 赤坂グリーンクロス

（東京都港区赤坂2丁目4番6号赤坂グリーンクロス4階）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第491号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について

諮問第492号 めかじき（南西太平洋海域）等12特定水産資源に関する令和8管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について

諮問第493号 特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和7管理年度における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

諮問第494号 特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する令和8管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて

諮問第495号 特定水産資源（するめいか）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について

【報告事項】

- ・令和8管理年度以降のするめいかTAC管理について
- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○漁獲監理官 予定の時刻となりましたので、ただいまから第142回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、事務的な御案内です。

会場で御参加の皆様におかれましては、発言の際には事務局でマイクをお持ちいただきますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてください。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして現時点で10名中9名の方に御出席いただいております。三浦委員におかれましては、少し遅れると聞いております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員はウェブ出席を含めまして現時点で13名中11名の方に御出席いただいております。遠藤特別委員は御出席予定ですが、現在、確認中でございます。

最後に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料ですけれども、まず、議事次第がございます。その次に資料の一覧がございます。資料1が資源管理分科会委員・特別委員名簿になります。資料2-1から2-3までが諮問第491号のくろまぐろに関する資料になります。資料3-1から3-4がめかじき（南西太平洋海域）等12特定水産資源に関する諮問第492号関連の資料になります。資料4-1と4-2は諮問第493号の関係で、特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する資料になります。資料5は諮問第495号の関係で、特定水産資源（まいわし太平洋系群）に関する資料になります。資料6-1と6-2は諮問第495号関連で、特定水産資源（するめいか）に関する資料になります。資料7はするめいかTAC管理について、するめいか資源管理に関する意見交換会の概要になります。資料8-1と8-2は、くろまぐろの融通等の結果報告及び太平洋クロマグロの資源管理の基礎資料に

なります。資料9は、国の留保からの配分等になります。

資料に不備等がございましたら事務局にお申出をお願いいたします。

報道関係のカメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○漁獲監理官 それでは、議事の進行につきまして山川分科会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、委員の皆様におかれましては御多用のところ御参集くださいまして、ありがとうございます。

早速、座って議事に移らせていただきたいと思います。

本日は諮問事項が5件、報告事項が3件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第491号について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、諮問文につきましては資料2-1のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

内容は、くろまぐろの小型魚及び大型魚に関する令和8管理年度におけるTACの設定及び配分について、また、令和8管理年度におけるくろまぐろのTAC又は配分数量の変更の取扱いについてです。

13ページにあります資料2-2を開けていただけますでしょうか。

くろまぐろの国内配分につきましては、水産政策審議会の下に学識経験者や漁業関係者の代表を構成員とするくろまぐろ部会を設置し、そこで取りまとめた「配分の考え方」を踏まえ、資源管理基本方針に即して行っております。昨年——2024年のWCPFCの増枠を踏まえた国内配分についても、くろまぐろ部会で議論した上で、令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定したところです。

本年、WCPFCにおいて増枠は行われませんでした。このため、「配分の考え方」の改正は行っておりません。

それでは、資料の説明に入ります。

最初のスライドは、2024年のWCPFC合意に伴う我が国漁獲枠の増加倍率を説明するものです。

WCPFCのルールに即して小型魚から大型魚への漁獲枠の振替えが行われたことにより、この地域漁業管理機関で決まった漁獲上限の増加倍率と日本国内の数量管理の基礎となる数量の増加倍率が、図に掲げましたように異なっております。もう一つ、重要なこととして、本年のWCPFCにおいては漁獲上限の変更は行われておりません。したがって、日本国内の数量管理の基礎となる数量も変わっておりません。

1 ページめくってください。

上のスライドです。

大臣管理区分と都道府県全体へどのような考え方で配分するのかということを説明するものです。

まず、一番上の黄色で示した部分です。基本のルールです。令和7管理年度開始時点で利用可能な直近3か年度である令和3から令和5の管理年度のそれぞれの漁獲実績のシェアの平均値、以降「基礎比率」という言葉を用います。これを用いて配分することを基本としております。

続けて、留保については、小型魚が50トン程度、大型魚が150トン程度としております。こういったことが基本のルールとなっています。

これらは令和6年のくろまぐろ部会で取りまとめられた「配分の考え方」に記載されているものです。

続けて、各項目とその対応を整理した表を紹介いたします。

最初は、小型魚の取扱いです。

小型魚については、基礎比率を用いて配分することを基本とするけれども、それによって算出された数量が令和6管理年度の基礎配分を下回る大臣管理区分と都道府県——全体です——については、令和6管理年度の基礎配分まで上乘せしましょう、そのための調整を行いましょうというルールが定められています。

対応です。まず、4,407トン为基础比率を用いて配分します。これによって算出された数量が令和6管理年度の基礎配分を下回ることになってしまった大中型まき網漁業に対し

まして、1,200トン、令和6管理年度の基礎配分になるまで国の留保から上乘せを行いました。結果として61.2トンを経済的留保から使っております。

続けて、大型魚です。大型魚については二つの要素に分かれています。

まず、大型魚の漁獲可能量のうち令和6年のWC P F Cにおける日本の漁獲上限に相当する数量5,614トンについては、基礎比率を用いて配分することを基本とします。残りの漁獲可能量、すなわち前回のWC P F Cで決定された増枠分に相当する数量2,807トンにつきましては、基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分します。そして、大臣管理区分間の配分については、令和6管理年度の基礎配分からの増加の量と増加の率、及び漁獲割当てによる管理の状況を考慮して必要な調整を行うというルールにしています。

右の欄、対応です。

まず、5,614トンについては、国の留保として100トンを除いた数量を基礎比率を用いて配分しました。小数点第2位は切捨てとし、その結果、出てきた端数の0.2トンは留保に繰り入れました。

続けて、増枠分の2,807トンにつきましては、まず国の留保として50トンを除いた後、半分に当たります1,378.5トンを経済的留保、ここでは大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ漁業のグループに、残る半分の1,378.5トンを経済的留保全体に配分します。次に、大臣管理漁業の中で、かじき等流し網漁業等とかつお・まぐろ漁業の配分が令和6管理年度の基礎配分からの増加率が50%、増加倍率で言いますと150%となるように——これはWC P F Cの大型魚の増加率と同じですけれども、そうなるように調整を行いました。

最後、留保です。

「配分の考え方」は、まず、超過リスクに対応するためとして、大型魚、小型魚ともに50トン程度を確保するとしています。その上で、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン前後を経済的留保が保持すると定めております。

対応です。小型魚の留保は49トンとしました。大型魚の留保は150.2トンとし、このうち遊漁への対応としては60トンとしました。

次のスライドに移ります。

令和8管理年度の大管管理区分の当初配分の案です。

先ほどは基礎配分の数量を説明しました。このスライドは、基礎配分から当初配分を算出する作業の説明と、当初配分の数量を示したものです。

当初配分は、令和 8 管理年度の基礎配分から、過去の超過数量の差引き及び要望調査を踏まえた小型魚から大型魚への漁獲枠の振替えを行い算出します。加えて、かつお・まぐろ漁業において I Q による管理を行う管理区分については、あらかじめ定められた未利用分の繰越しルールに基づきまして、2 年前の令和 6 管理年度からの繰越量、具体的には 36.9 トンを令和 8 管理年度当初の国の留保から追加しています。

その結果、令和 8 管理年度の大管管理区分の当初配分は、下の表の一番右の列のとおりとなっています。小型魚については全体が 1,258.9 トン、大中型まき網漁業が 1,200 トン、かじき等流し網漁業等が 14.2 トン、かつお・まぐろ漁業が 44.7 トンとなっています。

大型魚の令和 8 管理年度の当初配分は、全体で 5,365.6 トン、大中型まき網漁業は 4,116.3 トンで、そのうち I Q 管理区分が 2,035.0 トン、総量管理区分が 2,081.3 トンとなっています。かじき等流し網漁業等は 81.0 トン、かつお・まぐろ漁業は 1,168.3 トン、うち I Q 管理区分が 1,153.3 トン、総量管理区分が 15.0 トンとなっています。

次のスライドに移ります。

先ほどは都道府県全体への配分について説明しました。ここからは、各都道府県への配分の説明に入ります。

まずは小型魚です。

最初は、青色で示しました「基本」と書いてある部分です。

都道府県全体の数量から、後で説明いたします調整、上乘せ又は追加配分のための数量、こちら合計すると 400 トンになります。これを引いた数量を基礎比率を用いて算出したものが、令和 6 管理年度の都道府県別漁獲可能量の基礎となる数量、用語で申しますと都道府県別基礎配分となります。ここに至らない都道府県については、令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分になるまで調整しました。これが一つ目の調整となります。

二つ目の調整です。

令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分からの増加率を考慮した調整を行います。具体的には、今回は増加倍率が 1.1 倍に至らない都道府県については 1.1 倍になるよう調整します。

調整の次のステップは、上乘せです。この図ですと、ちょっと弱めのオレンジ色で示されたところです。

小型魚については二つの枠組みが用意されています。

一つ目が①です。基礎比率を用いて算出された数量、又は令和 6 管理年度の都道府県別基礎配分の数量が 1 トン以下の都道府県に対して、これが 1 トンになるまで上乘せしまし

た。

二つ目が③です。①の上乗せ後の数量でもまだ少ない都道府県に対して、少ない数量の中で管理していくことの大変さを考慮しまして、それぞれの数量に応じて上乗せを行いました。具体的には、20トン未満であれば10トン、20トン以上40トン未満であれば7トン、40トン以上50トン未満であれば4トンを上乗せする、こういった処理を行いました。

ここまでが当初配分時に行う処理となります。

その他、管理年度中に追加配分を行う原資として、濃い目のオレンジ色のところです。こちらについて合計で129.5トンを確認しました。加えて、右下に示すように、調整、上乗せ又は追加配分のために確保していた400トンから調整、上乗せ、又は追加配分に用いた数量を差し引いた数量27.6トンと、1の基本のところでも小数点第2位以下を切り捨てる処理によって発生した1.9トンを合計した29.5トンも追加配分のための原資としました。

ここまでの処理を行い算出した令和8管理年度の都道府県別基礎配分の案を示したものが、次のスライドとなります。

左から右にかけて先ほど説明しました基本、調整、上乗せを行った最後の数字が、一番右の列に記載されています。

次のページに移ります。今度は大型魚です。

各都道府県への配分のプロセスを図示したものです。

流れは小型魚と同じです。基本、調整、上乗せ。そして管理年度中に追加配分というプロセスが入ります。

まずは都道府県全体の数量から調整、上乗せ又は追加配分を行うための数量690.7トン差し引いたもの、こちらを基礎比率を用いて配分する。これが基本のプロセスとなります。

その数量が令和6年の都道府県別基礎配分に至らなかった都道府県については、令和6年の都道府県別基礎配分まで増やしましょう。これが一つ目の調整となります。その上で、令和6管理年度の都道府県別基礎配分から1.35倍した数量に至らない都道府県については、そこまで増やしましょう。これが二つ目の調整となります。

その後の上乗せのプロセスに入ります。大型魚については①から④に示す枠組があります。①は、1トンに至らない都道府県は2トンになるまで上乗せする、②は、過去の漁獲実績に着目した上乗せ、③は、こういった上乗せ処理を行ってもまだ数量が少ない都道府県に対する上乗せ、④は、それでもなお過去の超過分の差引きの影響がある北海道に13.6

トンの上乗せを行いました。

その他、前管理年度に譲渡した都道府県、消化率が高い都道府県、又は小型魚から大型魚への転換促進の枠組みに参加する漁業者が属する都道府県に対して、それぞれ管理年度中に追加配分を行う枠組みを設けているところです。

基本、調整、上乗せを行った結果、大型魚の都道府県別基礎配分の案がどうなったかを示したものが、次のスライドとなります。

北は北海道から南は沖縄まで順に示したものです。小型魚と同様、左から右にかけて基礎、調整、上乗せをしたのちの数量が、一番右の列に示します令和8管理年度の都道府県別基礎配分の案となります。

次のページに移ります。

上のスライドは、小型魚の当初配分の案です。

どのような処理を行ったかが黄色い背景の部分に書かれております。基礎配分から過去の超過数量を差し引いたものが、当初配分の数量となります。なお、過去の超過数量は都道府県合計で8.8トンとなります。

下のスライド、今度は大型魚の当初配分の案となります。

こちらも基礎配分から過去の超過数量を差し引いたものが当初配分となります。ただ、大型魚については過去の超過数量がある都道府県はありません。0トンですので、基礎配分の数量と当初配分の数量は同じとなります。

次のスライドをお願いします。

令和8管理年度の当初配分の案の総括表です。

小型魚については大臣管理区分が1,258.9トン、うち大中型まき網漁業が1,200トン、かじき等流し網漁業等が14.2トン、かつお・まぐろ漁業が44.7トン。都道府県、これは沿岸漁業と同義です。都道府県については3,066トン、留保が49.0トンとなります。

大型魚については、大臣管理区分全体が5,365.6トン、うち大中型まき網漁業が4,116.3トン、この中でI Q管理区分は2,035.0トン、総量管理区分は2,081.3トン、かじき等流し網漁業等が81.0トン、かつお・まぐろ漁業全体が1,168.3トン、この中でI Q管理区分は1,153.3トン、総量管理区分は15.0トン。都道府県、こちら沿岸漁業と同義と見ていただければと思います。都道府県が2,990.7トン。留保が113.3トン、合計8,469.6トンとなります。

下のスライドは、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しの説明です。

日本全体で繰り越す数量は17%が上限となります。こちらと大臣管理区分、それぞれの都道府県の繰越量、こちらは上限が10%となっております。この合計との差分を含めた前の年の漁獲可能量の未利用分は国の留保に繰り入れます。

そして、これを配分する際には大型魚、小型魚ともに都道府県、すなわち沿岸漁業を優先します。

次のページをお願いします。最後となります。

過去に発生した超過数量の取扱いの説明です。令和7管理年度に発生した超過量は令和8管理年度から原則として一括で差し引きます。ただし、一括差し引きで超過数量全てを差し引けない場合に限り、分割の差し引きとすることとしています。

それとは別に、第2管理期間の超過数量については、漁獲枠の2割を上限に差し引くこととします。

以上がTACの案と配分数量の案の説明となります。

続きまして、令和8管理年度におけるTAC又は配分数量の変更の取扱いの説明に入ります。

23ページ、資料2-3の準備をお願いいたします。

TAC及びその配分の変更にあたっては資源管理分科会の意見を聞くことと漁業法で定められています。そのような中であって、令和7管理年度においては、1から5に掲げた資源管理基本方針又は資源管理部長通知に定めたルールに則して行う変更については、管理年度の開始前に、「行政庁の恣意性のない機械的な変更」として水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしています。

令和8年度においても引き続き、これらの変更については審議会には事後報告で対応できることとします。

1から5、具体的には融通に伴う数量の変更、漁獲可能期間が終わったことによる未利用分を国の留保に繰り入れることに伴う数量の変更、大中型まき網においてIQ管理が終わって総量管理に移ることに伴う数量の変更、WC P F Cで合意された措置に基づく係数を用いた不等量交換に伴う数量の変更、国の事業に参加する漁業者に対して行うものとして行う不等量交換に伴う数量の変更です。

なお、同じ内容は資料の11ページ、別紙3にも掲載しています。別紙3よりも資料2-3の方が分かりやすいと考えまして、このような構成になっています。

事務局からの説明は、以上となります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○渡部委員 内水面の渡部です。

基本的なことですけれども、今、最後の方で説明いただいた令和8管理年度における漁獲可能量等の変更の取扱い、これから出てきたときには機械的な変更として、この審議会の上承は事後報告で対応できるということで、今までも、ほかのものもこうなっていたように思うんですけれども、行政の人は大概「事後報告」という表現ではなく、例えば申請の提出期限等でもきっちりと「何か月以内」とか、行政手続法でも「何か月以内」とか「何日以内」に示しなさいといったことになっているわけですけれども、曖昧なときでも「遅滞なく」とか「速やかに」とか、多少違うけれども大体同じような意味のときがあるんですけれども、これは「事後報告」という、ちょっと曖昧といいますか、これは考え方としてはどうなんですか。

○資源管理推進室長 渡部委員、ありがとうございます。

考え方といたしましては、まず、法律に即しますと、TACや配分を変更するときには、まず水産政策審議会の御意見を頂戴することになっています。その中で、特にここ最近、融通が活発になって配分の変更の頻度が多くなってきています。他方、その都度その都度、水産政策審議会を開催することがいろいろな面でなかなか難しいことから、当時、議論を積み重ねた結果、恣意性がない、あらかじめ定められたルールの中で行う変更については事前に水産政策審議会の了承を得ておき、事後報告で対応できるという運用にしました。

つまり、行政手続法の書きぶりとは照らしてというよりは、水産政策審議会に諮るという法律で定められたルールと審議会開催に係る現実との間でどう折り合いをつけるかという議論・検討の結果として、「事後報告」というルールが導入されたところです。

○渡部委員 分かりました。

もう一点、17ページが令和8管理年度の都道府県別当初配分の案（大型魚）になっていて、令和7年度はまだ終わっていませんので、それ以前の、過去の分の数量、都道府県合計0トンということが書いてございます。数字には出てこなかったということで。

しかし、テレビ等でも最近よく報道されているのは、混獲で、それを逃がす現場の大変さみたいなことを言っておられて、獲っていないんだから数字にできないのはよく分かりますけれども、例えば目視とか報告とかで、大体どのぐらい現場で御苦労されて、本来だ

ったらお金に代わるものをそこで諦めるというか。

報道等では「もったいない」というような表現をよくしているんですけども、そういうことを、きっちりと枠の中で獲られることが本来の姿だろうと思いますけれども、しかし、魚種によってはそれを超えてくる。マグロだけではないにしても。しかし、混獲を避けて、網も何か非常に高価なものを買わなければいけないとか、お金にならないことにそれだけお金を掛けなければいかんみたいな、そういう理屈をおっしゃる人もいるわけですが、やはり現場の努力みたいなものも何かこういう形で残して行って、報告みたいなことをしてあげないと、何の苦勞もなくゼロになったということではないと思うので、そこはこういうところででも何か報告して、これだけよくやっただけだということではなく、そこを何かの形で表現できたらと思いますけれども、何かございますか。

○資源管理推進室長 放流の数量につきましては、渡部委員が言及されました沿岸漁業者の方の努力もそうですけど、例えば資源評価においても非常に大事な要素です。

現状で申しますと、混獲回避のために努力して頂く枠組みの中で、放流数量等の情報を集めているところです。ずっとそれを取り扱わないということではなく、大きな流れの中で当然カバーされるものだと考えますので、今日、改めてそういった御意見を伺ったということで、引き続き検討してまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○日吉特別委員 今の発言、ありがとうございます。

定置が相当な数を放流しているのは皆さん御存じだと思いますけれども、多分、漁獲の20倍から30倍の放流だと思います。直近、水産庁としても放流の応援ということで施策をしてくれている中で、野帳を各漁場がつけていると思うんですね。そこからある程度、水産庁や都道府県に情報が上がっているとは思いますが、相当な量を放流しているわけですね。

去年もさんざん言わせていただきましたけれども、今回の配分の実績が直近3年の漁獲実績のシェアだというのが基本的に語られているわけですが、今日は全漁連の三浦さんはいらっしやらないけれども、だけれども、沿岸は承認船だけで1万9,666隻、大型定置は1,550か統もあるわけですね。一方、沖合漁業は39か統かな。ですよ。それを、この席は資源管理分科会だから数量が主で走るのはもちろん分かります。だけれども国の機関ですから、その後ろ側には生活があったり、漁業者の、沿岸のコミュニティの生業があったり、そういうことを少しは考えていただかないと。国の審議会だから。これがもっ

と小さいところの審議会とかそういうものだったら、そういうことは考えなくていいかもしれないけれども、資源というのは数量だけではなくて、その生活、魚価、収入というものがあっての考え方だと思うんですね。

いろいろなものでTACが導入されていますけれども、常に直近3年の漁獲実績のシェアという言い方をするんですけれども、一步間違えると、能動的漁業ならそれを積み上げることもできる、大規模な漁業ならそういうことができる、そういう側面も常にあることを国では考えていただきたいと思うことがあります。

それと、WCPFCで漁獲インパクトが結構出ていたと思うんですね。昨年の増枠のときには。その漁獲インパクトについてこの1年間やったこと、私たち沿岸、沖合の方も皆さん資源管理やったと思うんですけれども、インパクトが好転したのかをお聞きしたいです。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

漁獲のインパクトについてお答えします。もし間違っていたら国際課に訂正していただければと思います。

くろまぐろの資源評価は2年に1度行われます。なので、令和7管理年度の取組の結果、インパクトがどのように変わったかということは、次回以降の資源評価結果として出てくるものです。

定性的なことを申しますと、小型魚も大型魚もそれまでよりも沿岸の方に手厚く配分された結果といたしましては、流れとしてはそういうことになりますけれども、その結果を定量的な形で目にするのは早くて来年の資源評価以降、タイムラグもありますから、そうなると思います。——三輪参事官が頷いていますので、それで。

○日吉特別委員 では、もう一つ。

例えば、これもまだ期日中だということで答えられないかもしれませんが、クロマグロは明らかに増えていると思うんですね。その増えている原因は、おぼろげにでも分かるのでしょうか。

○参事官 日吉特別委員、ありがとうございます。

どの要因で資源がよくなっているかを明示することは、正直なところなかなか難しいところがございますが、結果的に資源評価の中で、対馬の方の、長崎の方のひき縄のCPU Eですとか、直近で加入状況が一番反映できるようなデータを取りつつ資源評価をしているということではございます。

では、その加入がどういう環境状況でよくなったかというところまでは、正直つかめていないところではございますが、結果として、一番早いタイミングで資源の動向をつかみながら資源評価をしている状況でございます。

すみません、あまり正確なお答えにはなっていないんですけれども、以上のような状況でございます。

○日吉特別委員 あと一つ。

漁獲インパクト比というWCPFCが使っていた、あの英訳のところに、この席でも私、発言させてもらいましたけれども、「2022年の西太平洋のまき網漁業のインパクトは大きい」と明記されておりました。残念ですけれども、水産庁はそれを訳してくれていなかったんですけれども、英語では、2022年まではそういう言い方でWCPFCの漁獲インパクト比のところに書いてありました。

それは横に置いておいて、もともとTACは、基本的に狙う漁業では有効とされていますよね。今回、くろまぐろについて、私たち定置のような受動的な漁業にも資源管理をするということでTACを導入されたと思うんですけれども、それは否定するものではないんです。これからも私たち定置漁業者はやらなければいけないとは思いますが、これは魚谷部長にお答え願いたいんですけれども、TACはもともと狙ってやる漁業には相当有効な手法だとは思いますが、私たち定置も漁獲しているわけですから、今後、数量管理をする時代だとは思いますが、その中で、先ほど放流のこともありましたけれども、それを含めて総体的な、今回のこの諮問についての沿岸と狙って獲る漁業とのコメントというか、そういうものを頂きたい。

また、定置が相当放流している。もう一つ言うと、先日も水産庁の方に見てもらいました道東の定置が今、スルメイカと大型マグロが一緒に入ってきて、それを同時に放流せざるを得ないような状況が続いていて、それは今後、日本海のブリとマグロも同じ、そういうことも起きるかもしれませんけれども、そういうことも含めた沿岸に対するコメントを求めたいんですけれども。

○資源管理部長 御意見ありがとうございます。

この分科会場で何度か日吉特別委員からは、くろまぐろに限らず、定置による数量管理の難しさについて御意見を頂きましたし、私もその度とというか、くろまぐろを逃がす定置の船に乗って現場を見たことがありますと申し上げたと思います。

そういうことで、私自身、くろまぐろを含めて定置における数量管理の難しさは理解し

ているつもりでございますが、では、ほかの漁業、要は能動的に獲る漁業は何ら困難性がないのかと言われれば、それは、専獲であれ混獲であれ、それぞれの御苦労がある中で、TAC管理、全体として数量を管理していきましようという中で、当然、それぞれの漁法の特性に対する配慮は必要かと思えますけれども、そういう中で「この漁法はもうやらなくていいんだ」とかそういうことではなくて、しっかりやていきましようということだと思えます。

そういう中で、くろまぐろについては昨年のWCPFCでの増枠を受けて「配分の考え方」の見直しを行ったということございまして、正にくろまぐろ部会でそういった配慮も含めた検討が行われた。具体的に言いますと、資料の14ページの上のスライドに小型魚、大型魚それぞれ配分について、こういう考え方です、ということが書かれていますけれども、小型魚については、大中まきが近年、減らしてきている中で、基本的には近年の実績シェアで配分して、大中まきについては、それだと直近を下回るということで、増枠が実現しているのに減らすのはさすがにどうかということ、そこまで埋めましようという考え方ですし、大型魚については実績をベースとしつつも沿岸に配慮した配分にしましようという考え方が示されて、それに基づいて行われているということでございます。

この「配分の考え方」が示される過程では、日吉特別委員がおっしゃった漁獲インパクトの話も議論されましたし、あるいは定置等における放流の負担の大きさにも配慮して、こういう考え方が示されたと理解しております。

冒頭、赤塚からも申し上げましたけれども、来年の枠については、今年のWCPFCで増枠になっていない中で、「配分の考え方」については昨年取りまとめたいただいたものに基づいて行うということで、今回、諮問させていただく配分の案になっているということでございます。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

能動的な漁業と受動的な漁業の違いは、やはり先日の日本定置の会合でも、私たちはいろいろな魚種が入ってくることによって、マグロだけだったらよかった、でも、いろいろなところで今、混乱が生まれているんですね。今、ここで「放流」と簡単に言うと「あ、放流しているんだ」という感じだけでも、すごくテクニックも要るし、この10年間で全国の定置業者は相当技術をつけました。そのことをガラス張りにもしたいし、水産庁にも見ていただきたいし、研究者にも見ていただきたい。

一方、他の漁業もそのようにガラス張りになるように、モニターを付けるとか、前にも

言いましたようにスターリンク等ができて、非常に安価でモニタリングができる。大臣管理の漁業にも私たちに。そういう現場の漁業がガラス張りになるようなことを進めていくべきだと思うんですけども、ぜひ定置網の放流を、配分のときには何かで配慮していただきたい。

これは意見ですので、答えは結構です。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

ウェブで御参加の東村委員が挙手しておられるそうです。

東村委員、よろしく願いいたします。

○東村委員 恐れ入ります、魚谷部長の御発言の前に挙手したんですが、もう全て説明してくださったので、くろまぐろ部会からのコメントをしたかったんですが、発言を取り下げます——と、今、チャットに入れております。恐れ入ります。

○山川分科会長 失礼いたしました。

ほかに。

○笹木特別委員 全日本釣り団体協議会という遊漁の方から参加の笹木と申します。

先ほどから頂いていて遊漁の方は非常に少ない部分なんですけれども、最初に、14ページの大臣管理区分及び都道府県への配分の中で、6. (3)の最後のところに「調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとする」そして、その対応として「小型魚の留保49トン」「大型魚の留保150.2トン（うち遊漁への対応として60トン）」と出ているんですが、18ページの当初配分の案になると小型魚は49トンとそのとおりなんですけれども、大型魚の留保は令和7管理年度が125.5トン、それが令和8管理年度は113.3トンと減少しています。

一応遊漁で60トンと考えられている中でこの減少は、遊漁も減らされることになるんでしょうか。

○資源管理推進室長 笹木特別委員、ありがとうございました。

14ページの下のスライドを見ていただけますでしょうか。

これはかつお・まぐろ漁業のIQ管理区分の未利用分の繰越しルールが関係しています。基本的には、未利用分の繰越しは翌管理年度の数字に関係してくるものなんですけれども、この大臣管理区分についてはタイミングの関係で、2年跨ぎというか、翌管理年度ではなく翌々管理年度になる。では数字をどこから持ってくるかという、その管理年度の国の留保から持ってくることとなります。その結果として大型魚の国の留保の数字が減っている

ということです。

翻せば、笛木特別委員の質問への回答としては、遊漁への対応としての60トンはそのままとなります。

○笛木特別委員 ありがとうございます。

もう一つ、遊漁に関してですけれども、遊漁はどうしても非常に軽くなる、漁業者の方から見れば遊びだろうという形で見られる部分が多いんですが、最近では遊漁船という形でマグロ専門の遊漁船並びに小型のボートの、もちろん遊漁の許可を取ってやっている部分ですけれども、そういった業務を行っている者が増えています。そういった者たちにとって、実際、今、月間5トンないし3トンという枠があって、それをほぼ2日とか3日で消化してしまって、残りは休業を余儀なくされている部分も出てきています。

その辺で、遊漁の方ではいくらかキャッチ・アンド・リリースが出てきています。先ほど定置の方が放流のお話をされていたんですけれども、遊漁の方では30キロ以下の魚は獲ってはいけないことになっていますので、その魚をリリースするテクニックであったりそういったものを皆さん習得してきて、そういった技術を広めようとはしています。実際アメリカにおいてはかなり遊漁による漁獲が大きな範囲を占めておりますので、そういった部分で遊漁の方の漁獲、もちろん水揚げ自体は5トンでもいいんですけれども、それ以外のリリースという部分を少し見ていただけたら幸いなのかなと思っている次第です。

○管理調整課長 御意見ありがとうございます。管理調整課長の櫻井です。

実態としてくろまぐろ遊漁は、比較的新しい釣りの種類だと思いますけれども、現場で遊漁実態として遊漁船業者がいっぱい商売しているとか、プレジャー・ボートも含めてキャッチ・アンド・リリースが盛んになっていることは我々も承知しています。

そういうこともあって、くろまぐろの枠が足りないという話も従来からずっとある話ですし、いろいろなことも含めて、遊漁サイドと少しリリースについて、これからどういうことができるのか、どんな方法がいいんだといったことをもう少し、制度の話も含めて取り組んでいけるのではないかということで、今年度に入ってからですけれども、何ができるかといった打合せを始めたところです。まだそんなに回数はやっていませんけれども、そういうところを通じて、こういう仕組みの中で何がやれるのかというところから、少し水産庁としても関わりながら検討してまいりたいということで、始めたところでございます。

○笛木特別委員 櫻井さん、ありがとうございました。

○山川分科会長 ウェブで青木委員が手を挙げておられるそうなので、よろしくお願いたします。

○青木委員 青木です。よろしくお願いたします。

今年のWCPFCでは日本を含む各国の漁獲枠が変わらなかったということで、大中まきとしても令和7管理年度の国内配分と同じとすることはやむを得ないと考えております。

ただ、昨年も申し上げたんですけれども、大中まきは、小型魚はほかの管理区分が増加する中で前年と同じ数量に据え置かれまして、大型魚も、都道府県が前年の1.71倍、ほかの大臣管理区分も1.5倍となる中で最少の1.13倍に据え置かれました。これは大中まきだけが大きな犠牲を強いられたものと考えておりまして、公平、妥当な配分とは程遠いものということを改めて発言させていただければと思います。

以上、意見でした。

○山川分科会長 御意見を頂いたということにさせていただきたいと思います。

○日吉特別委員 遊漁のことで、ちょっと管理調整課長にお聞きしたいんですけれども、今、遊漁部会もつくられていろいろな人たちの意見を聞いていることは承知しているわけですけれども、クロマグロに限ったことではなくて、今後、話題になるスルメイカも遊漁には何も制約がないから、実際みんな沖に行って釣っているわけですね。

この席でもあれですけれども、例えば遊漁で釣る方のライセンスみたいな、それをスマート・アプリで管理するとか、そういうことも将来的に、なるべく早くそういうことをやるならやった方がいいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○管理調整課長 基本的なところは日吉特別委員から今、お話があったとおりで、海面の遊漁についてはどうやってやるか、ボートを使うかどうかも含めて、基本的には自由漁業の一つとしてやってきたのが現状ですが、その中の特別な例外としてクロマグロがあり、これは今、採捕したら報告しなさいという形になっていますし、それから今、遊漁部会というお話がありましたけれども、水政審のこの枠組みではなく、漁業法に基づく広域漁業調整委員会の枠組みの中でくろまぐろ遊漁専門部会をつくって、遊漁に知見のある方々にも入ってもらって議論を進めているということで、これはちょっと前にピン止めされましたけれども、来年4月1日からはクロマグロ遊漁をやろうとする人は届け出なければならぬということで、詳細な設計も含めて、この間、御了解を頂きましたので、多分、もうちょっとしたら告示されると思います。1月1日から届出が始まる仕組みになっています。

なので、こういう枠管理がくろまぐろの方で進んでいくのに合わせて、遊漁の方もクロ

マグロについては進化させていく。そういう中で、届出もそうですし報告もそうですし、もうネット上からできるようになっているし、アプリの開発は進めてはいますけれども、まだもうちょっとかなという気はします。

もう一つは、そういうものも含めてほかの魚種ですよね、漁業の方のTAC管理もどんどん進んでいく中で、くろまぐろと同じような遊漁の状況が出てくることも将来的には見込まれますので、そういうところへ向かって、委託費等も使って、それこそアプリから報告してもらうようなことも検討はしています。まだなかなか——アメリカの事例等も調べたんですけども、いわゆるインセンティブ付けですよね、そういうものを使って遊漁者みんなが行政なりに報告してもらうにはどうしたらいいかということからなんですけれども、現状では、残念ながらあまり積極的に報告するインセンティブが生じないというか、付けられないというか、そういう状況がここ数年の委託費等の調査結果というか、結果なので、そういうことも含めて、ちょっとまだプリミティブな状況に近いですけども、考え方としては、そういうことも必要だろうということで検討とか開発を進めているのが現状です。

○日吉特別委員 頑張ってください。よろしくお願いします。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

○津田特別委員 今、資料の22ページを見ていたんですけども、先ほど説明になかったんですけども、令和7年10月31日時点での漁獲の状況ということで、下の段の30キロ以上の大型魚に関しては全体では今、73%消化していて、大臣の方では85.6%、都道府県では55.4%となっているんですけども、都道府県のところを下の表でよく見ると、もう7割超えのところ結構あるなと思ったんですね。

一方で、上段の30キロ未満の小型魚で言うと、全体で43.3%、大臣の方では59.8%、都道府県では39.4%となっていて、これだけを見ると都道府県に対する枠の配分自体が適切なのかどうかとすごく感じているところと、恐らく都道府県は放流しているのこの数字なんだろうなと思ったときに、都道府県の中での配分自体が適切ではないのかなという論点が一つ。

そもそもですけども、都道府県に対する量が少ないのか、若しくは、小型の方がまだ43%しか消化していないということは、不等量の交換もできるという話なので、そちらを大型の方に振り分けるべきなのかなというところで、すみません、私もどれが一番の正解か分からないんですけども、実際16ページ、17ページ辺りに出ている来年度の配分案で

言うと、令和7管理年度の今のところの実績だと、来年の案だともう超えている形になっているので、今年どおり獲れると。なのでこの辺、本当に適切なのかなと感じたところですよ。

○山川分科会長 赤塚室長、何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

ご指摘の点については正に昨年度、くろまぐろの令和7管理年度以降の配分の考え方を決めるときに大変議論があったところでして、結論として直近の実績を——今日も実績を使うことに対していろいろ意見がありましたけれども、なるべく近々のものを反映させることになりました。

ただ、そうであっても、どうしても過去の実績に基づいて将来の配分を決めるというところに難しさの要因が内包されています。その中で、もう一つの中で今日、あまりスポットライトを当てなかったんですけども、国の留保からの追加配分、国の留保に繰り入れられた漁獲可能量の未利用分は都道府県に追加配分することとしています。そういうところで現状としては、令和7管理年度以降としてはこういう形でスタートして、令和8管理年度で2年目になりますけれども、配分の考え方をまた将来見直すときに。これは必ず行うものでございますので、そのときに、その中には先ほど日吉特別委員からお話がありました、放流の実績とかそういうものの進捗とか、漁獲のインパクトとか、そういう諸々の要素も込みで議論していくものだと思います。

正に今日そういったことで、何といたしますか、利用する実績に対する率直な御意見、そういったものを頂きながら、将来また考えてまいりたいと思います。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

○中島特別委員 先ほどクロマグロが増えた要因についてということで、参事官から小型魚の採捕のC P U Eが増えているというお話がございました。

ただ、その中で、親魚量が増えたという話が出ていないんですけども、私の勉強不足かもしれませんが、念のための確認です。他の資料で、たしかマグロについては親魚量と加入量に相関関係がないという資料があったと記憶していますけれども、M S Y自体は親魚量を増やして加入量を増やそうというのが理屈だろうと思うんですね。だからクロマグロの場合はM S Y理論に沿っていないのかどうなのか、その辺の考え方について教示いただけたらと思います。

○参事官 ありがとうございます。

確かに以前の全国会議の資料とか、様々な資料で一今回の資料ですね。資料8-1にございますけれども、確かに産卵親魚量と加入との差には明確な相関関係が見られないということではあるんですけども、それで、資源評価の中では先ほど申し上げたとおり、加入量を調べつつ現在の資源親魚量も推定して、親子関係は分からない中でも、その資源が今、初期資源量に対しどの水準にあるかを推定したところ、親魚量としてはここ数年、回復傾向が続いているところでございます。

資料としては、資料8-1の13ページ、産卵親魚量の将来予測という皆さんおなじみの表がございまして、そういった形で資源評価をしていることとなります。

○中島特別委員 資源評価の根本的なところに影響すると思うんですね、正直言って。MSYというのは親魚量を増やして加入量を増やす。私は広域漁業調整委員会にも出ていましたけれども、トラフグもこのところがありませんよね。だから、そこばかりにというか、スルメイカもそうですけれども、ちょっと違った観点があってもいいのかなと私、正直思っています。それでクロマグロがどうなのかなということで、今、質問したわけですけども。

よろしく願いいたします。

○参事官 ありがとうございます。

確かに今も、親魚量の回復目標としては初期資源量の何%という形で定めています。そこに向かって回復計画を立てて取り組んでいるということで、MSYではなく、そういう形で今、進めているという形になります。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

特に追加で御意見等ございませでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第492号に移ります。

事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木でございます。

諮問文につきましては資料3-1の1ページでございます。読み上げは省略させていただきます。

内容は、めかじき（南西太平洋海域）等12特定水産資源に関する令和8管理年度におけ

る漁獲可能量の設定、配分についてでございます。これらは遠洋漁業と捕鯨業が対象としている資源に関するものでございます。

まず、これらの資源のうち、くじら以外のものについて先に説明させていただきます。

資料3-1の11ページをお開きください。

こちらが今回設定する国際資源に関する令和8管理年度の漁獲可能量の配分総括表となります。

今回、漁獲可能量を設定する期間は令和8管理年度分でございます。いずれの資源も令和8年1月1日から12月31日までとなっております。それぞれの特定水産資源の名称を表の一番左に記載しておりまして、各資源に対応する大臣管理区分、大臣管理区分というのはこの資源の漁獲量の管理を行うために特定される漁業種類でございます。それらにつきましては、この表の左から2番目の縦の列に記載のとおりとなっております。

各資源の漁獲可能量につきましては、表の左から3番目の縦の列になりますが、以前からの繰越し可能な割当てではなく、いずれも特定水産資源に係る国際機関で決定された日本の割当量を、そのまま漁獲可能量として設定しております。

更に、上から二つ目の特定水産資源である別紙2-29、めばち（東部太平洋条約海域）を除き、この漁獲可能量をそのまま、今回お諮りする右から2番目の縦の列に記載の大臣管理漁獲可能量としております。

上から2番目の東部太平洋条約海域におけるめばちにつきましては、この資源を管理する国際機関であるIATTCにおいて、今後、日本のTACからほかの国に一部譲渡する可能性があることを考慮しまして、これに必要な分の数量であります8,000トンをストックとして設定し、これを漁獲可能量から差し引いた残りの2万4,372トンを実質漁獲可能量として設定しております。

この表のそれぞれの欄の数字の下に【 】で記載しております数字は、前の年、すなわち令和7管理年度の数値で、参考として記載しております。

また、表の一番右の縦の列には、こちらも参考ですけれども、令和6管理年度における漁獲実績と大臣管理漁獲可能量を記載しております。

令和7管理年度の実質漁獲可能量と異なる数字の特定水産資源としましては、上から四つ目、別紙2-32、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分30））と、その下の別紙2-34、からすがれい（北西大西洋条約海域）でございます。これらは当該資源を管理する国際機関である北西大西洋条約機関、NAFOと呼んでおりますが、こちらにおい

て、これらの資源の総漁獲量が削減されたことを受け、我が国の漁獲可能量も削減され、前年より、あかうお類が90トン、からすがれいは4.7トン、少なくなっております。

次に、下から2番目の別紙2-41、めばち（インド洋協定海域）につきましては、当該資源を管理する国際機関であるインド洋まぐろ類委員会、IOTCと呼んでおりますが、こちらにおいて本資源の総漁獲量が増加したことを受けまして、我が国の漁獲可能量も増加になっており、前年よりも553トン増えております。

それ以外の資源につきましては、いずれも前年と同じ大臣管理漁獲可能量の値となっております。

なお、一番下の別紙2-52、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）につきましては、令和7管理年度から新たに特定水産資源に指定したものでございまして、令和6管理年度の実績は記載しておりません。

続いて、鯨類についても御説明いたします。

まずは鯨類の捕獲可能量、これはTACの設定の基になる数字ですが、この算出については日本鯨類研究所の袴田部門長から説明させていただきます。

資料につきましては3-4をお願いします。

袴田部門長、よろしく申し上げます。

○日本鯨類研究所第1研究部門長 日本鯨類研究所の袴田から、ひげ鯨類の捕獲可能量について説明します。

15ページを御覧ください。

ここで説明する捕獲可能量は調査結果を基に算出するものであり、この捕獲可能量をベースに水産庁が、混獲等の人為的死亡やそのほかの要因を勘案して漁獲可能量、つまりTACを設定することになります。

17ページを御覧ください。

ひげ鯨類は、国際捕鯨委員会——IWCの科学委員会で開発したRMPという方式に沿って、資源に悪影響を与えない科学的・保守的な捕獲可能量を算出しています。RMPでは資源量推定値と精度及び過去の捕獲量を用い、極めて予防的な捕獲可能量を算出します。同じ資源量推定値でも、推定の精度が悪い方が控えめな捕獲可能量になります。シミュレーションにより様々な不確実性を考慮して、100年捕獲しても資源に問題ないことを確認しています。

100年後の目標資源水準は、初期資源量の60%です。6年に1度、最新の資源量推定値

を考慮して資源状態に応じた捕獲可能量を算出しています。

18ページを御覧ください。

船での目視調査では、資源量推定のためにIWCの定めるガイドラインに従い、右下の図のように事前にジグザグのコースを設計し、発見した鯨類を数えることで資源量を調査しています。また、バイオプシー皮膚標本からのDNAの収集や衛星標識の装着により、系群構造の把握のためのデータを収集しています。加えて写真撮影に用いた個体識別により、系群構造解析を補完しております。

19ページを御覧ください。

図ではオホーツク海、北西太平洋、ベーリング海及びアラスカ湾を調査しています。これらの調査海域を6年掛けて調査することにより、4鯨種とも6年ごとに最新の資源量を推定できるようにしています。

20ページを御覧ください。

この表は、令和7管理年度の捕獲可能量と最新の資源量の情報です。

左から2列目が推定資源量、3列目が捕獲可能量です。来年の捕獲可能量は今年と同じになります。

捕獲可能量は、4鯨種とも推定資源量の1%未満となっております。

次に、鯨種別の捕獲可能量について説明します。

まず、ミンククジラです。22ページを御覧ください。

ミンククジラは調査の結果、東シナ海、黄海、日本海にJ系群、オホーツク海、太平洋にO系群の2系群があることが分かっています。オホーツク海と太平洋側の沿岸域ではJ系群とO系群が混合しています。

23ページを御覧ください。

表は、最新の海域別資源量推定値を示します。

RMPで捕獲可能量を計算すると、167頭です。この算出の条件として、資源量が少ないと考えられているJ系群の資源への悪影響を軽減するため、J系群とO系群が混合する沿岸域でのJ系群の捕獲を最小限にするために、図の赤色部の太平洋沿岸距岸10海里以内を禁漁とし、図の緑色部のオホーツク海では捕獲の上限を捕獲可能量の20%にするという制限を設けています。

24ページを御覧ください。

2021年に行われた独立外国人科学者による捕獲可能量に対するレビューでは、捕獲可能

量167頭はRMPの規定に沿っており、許容されると認められました。また、これらの禁漁区と捕獲制限についても、J系群の保護のためには必要不可欠とされました。

次に、ニタリクジラの捕獲可能量です。26ページを御覧ください。

最新2期分の資源量推定値が表に示されています。最新の調査結果に基づく資源量推定値は、1万6,518頭です。

捕獲可能量の算出に当たっては、2とおりの系群構造を仮定しています。2にあるとおり、一つは経度180度線を境に系群1と系群2が分布する系群構造仮説1です。もう一つは、それに加えて東経165度から180度の経度帯で両系群が混合している系群構造仮説2です。

27ページを御覧ください。

これらの系群構造仮説及び資源量推定値を踏まえて2とおりの管理海区を設定し、捕獲可能量を算出しました。それぞれ154頭、53頭となりました。シミュレーションの結果、両方の系群仮説の下で両方の捕獲可能量とも合格しました。複数の捕獲可能量が合格した場合には日本政府が捕獲可能量を決めてよく、より捕獲可能量が多い154頭が採択されました。

右下の図はシミュレーションの一部で、東経165度以西での資源動態です。ニタリクジラ資源は20世紀初頭の捕獲開始以来、減少し、同種の商業捕鯨停止の1986年に一番少なくなりました。それ以降は増加し続けていることをこの結果は示しています。

28ページを御覧ください。

昨年の独立外国人科学者によるレビューでも、154頭の捕獲可能量はRMPの規定に沿っており、許容されると認められました。

次に、イワシクジラの捕獲可能量です。

30ページを御覧ください。

上の表は、最新2期分のイワシクジラの180度を境とした東西別の資源量推定値です。系群仮説として、西経170度線を境に東西にW系群とE系群が存在します。

31ページを御覧ください。

系群構造仮説及び資源量推定値を踏まえて3とおりの管理海区を設定し、それぞれについて捕獲可能量を計算しました。このうち、一番西側の黄色のサブエリア1aを管理区域とした管理海区①の56頭のみがシミュレーションで合格しました。

右下の図はシミュレーションの一部で、東経170度以西のサブエリア1aの資源動態で

す。イワシクジラ資源は20世紀初頭の捕獲開始以降、減少し、商業捕鯨が停止した1975年に一番少なくなり、それ以降は増加していることをこの結果は示しています。

32ページを御覧ください。

昨年独立外国人科学者によるレビューでも、56頭の捕獲可能量はRMPの規定に沿っており、許容されると認められました。

最後に、ナガスクジラの捕獲可能量です。34ページを御覧ください。

調査海域の資源量推定値は、左の表のとおりです。

また、系群構造仮説ですが、四つの系群が存在しまして、そのうち調査海域内にあるのは②の北西太平洋系群（WNP）と③の北東太平洋系群（ENP）の二つです。海域によって系群の混合率が異なっており、WNP系群の割合は、ベーリング海を除く東経175度以西の海域では94%で、ほとんどWNP系群、それ以东では33%、ベーリング海では5%となっております。

35ページを御覧ください。

WNP、ENP、両系群の系群別資源量推定値です。右から2列目がWNP、一番右の列がENPの資源量です。日本が主に捕獲するWNP系群の資源量は、合計1万9,299頭です。

36ページを御覧ください。

2023年の独立外国人科学者によるレビューでは、我が国の科学者の検討結果に対して年間60頭の捕獲可能量が勧告されました。また、勧告では、引き続きの調査研究の必要性和、日本近海での局所的な枯渇の形跡があるかどうかについて4年以内にレビューを行う必要性が指摘され、2027年のレビューに向け、勧告対応として、ナガスクジラへの衛星標識の装着や同種の移動を考慮した資源動態モデルの検討を進めています。

以上になります。御清聴ありがとうございました。

○かつお・まぐろ漁業室長 再びかつお・まぐろ漁業室長です。

今、袴田部門長から鯨類の捕獲可能量の算出について御説明いただきましたので、私から漁獲可能量の設定、配分について御説明いたします。

資料3-3、13ページをお願いします。

令和8管理年度のいわしくじら、にたりくじら、みんくくじら、ながすくじらの漁獲可能量の設定及び配分についてでございます。

設定の考え方と配分につきましては、基本的に令和7管理年度から変更はございません。

国際捕鯨委員会において採択された算出方針に従いまして、初期資源量の60%の資源水準を長期的に維持する漁獲量を算出する方法で得られた値から、混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量を漁獲可能量とする形にしております。

国際捕鯨委員会において採択された計算方式に従って得られた値は、今、袴田部門長から御説明いただいた捕獲可能量の頭数でございまして、この資料では13ページの2の真ん中の表で「漁獲シナリオで算定された漁獲量の値」の例に記載しております。この値はいわしくじらの場合は56頭、にたりくじらは154頭、みんくくじらは167頭、ながすくじらは60頭でございます。

ここから今し方、申し上げた想定される人為的要因による死亡頭数を差し引いた漁獲可能量は、2の表の一番右の太線で囲んでいる「TAC」の列でして、いわしくじらが56頭、にたりくじらが153頭、みんくくじらが145頭、ながすくじらが58頭となります。

なお、このページの下の方に参考として、各鯨種ごとのこれまでの漁獲可能量の推移を記載しております。

14ページをお願いします。

漁獲可能量の配分についてでございます。

にたりくじら以外は、令和7管理年度の配分の考え方から変更はございません。

いわしくじらにつきましては母船式捕鯨業のみが捕獲いたしますので、全量を母船式捕鯨業者に配分する形にしております。

にたりくじらにつきましては、令和8管理年度から、母船式捕鯨業者と基地式捕鯨業者の両方にあらかじめ配分する形に変更いたしました。両者の間で令和8管理年度の漁獲可能量の配分割合の合意がございましたので、その合意に基づき母船式捕鯨業者へ133頭、基地式捕鯨業者へ20頭配分する形にしております。

みんくくじらにつきましては基地式捕鯨業者のみが捕獲いたしますので、全量を基地式捕鯨業者へ配分する形にしております。なお、みんくくじらのオホーツクの海域への配分につきましては、捕獲可能量の20%の配分上限があることから、それに基づいて、基地式捕鯨業の太平洋海域とオホーツク海域にそれぞれ分けて配分する形にしております。

ながすくじらにつきましては大臣管理区分が母船式捕鯨業のみであることから、全量を母船式捕鯨業へ配分する形にしております。

以上が4鯨種の漁獲可能量の設定及び配分についてです。

最後に資料3-1、1ページに戻っていただきまして、一番最後のパラグラフの「また、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に関する令和8管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて……」という記載につきまして、今度は9ページにいていただきまして、この別紙2の取扱いとさせていただきたいと考えております。

9ページは、漁獲可能量に係る留保からの配分及び数量の融通等についてでございます。

1、経緯に記載しているとおり、令和4管理年度より、いわしくじら、にたりくじら、みんくくじらの資源管理を漁業法に基づく漁獲可能量による管理に移行してまいりました。その運用について、漁業法に基づけば、漁獲可能量の変更の際には水産政策審議会に意見を聞く必要がありますが、これら3種の漁獲可能量に係る配分、数量の変更のうち、大臣管理区分間での配分数量の融通であり（1）国の留保枠からの配分に伴う数量の変更及び（2）融通に伴う数量の変更の場合につきましては、水産政策審議会に対して事後報告で対応できるという取扱いで御了解を頂いてきております。

令和8管理年度につきましても令和7管理年度までと同じように、今、申し上げた（1）及び（2）による配分数量の変更につきましては、水産政策審議会に対して事後報告で対応できる形とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○日吉特別委員 先ほどからマグロの放流の話が出ていると思うんですけども、実はミンククジラも現場では放流しているんですね。なぜかという、以前、捕鯨されている方々から、これは頭数で管理されているので、特に定置に小型のミンクが入ったときにはほぼ放流するように、多分、日本全国しているはずですよ。やはり大きくて、暴れるとどうしようもないのがこの23頭とか25頭という水揚げ実績になっていると思うんですけども、そういうこと、皆さん知らないかなと思って発言させていただきました。

ちょっと興味があったのは、独立外国人科学者による解析方法をされているということにちょっと興味を持って、あ、鯨類はそういうことをされているのか、ほかの魚種もした方がいいときもあるのかなと思うところです。

質問はナガスクジラについてですけども、1年ほど前、ナガスクジラがこの審議会で

承認されて商業捕鯨になったと思うんですけれども、ナガスクジラが水揚げされるようになってから国民の皆さんにちゃんと食べてもらったり、そういう現状はいかがですかということを知りたいんですけれども。

○かつお・まぐろ漁業室長 日吉特別委員、ありがとうございます。

本来であれば榎捕鯨室長がこの場で御説明するところなんですけれども、別件により不在ですので、事務局から説明させていただきます。

○捕鯨第2班課長補佐 捕鯨室の伊藤と申します。

日吉特別委員、御質問ありがとうございます。

ナガスクジラについては昨年は30頭捕獲されまして、今年は60頭捕獲されております。先日、12月初旬にも苫小牧に母船式捕鯨業の関鯨丸が入港しまして、生のナガスクジラをいろいろな市場に出されたところがございます。そういうことで、ナガスクジラも順調に流通している。母船式捕鯨業で捕獲されたものが市場に出されているところです。

スーパー等に並んでいるのを見たことがないという御指摘がございましたら、それはちょっと恐縮ですけれども、確実に流通はしておりますので、その点はまた今後、御覧になる機会があるかなと思っております。

○日吉特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ウェブから東村委員が挙手しておられるそうですので、東村委員、よろしく願いいたします。

○東村委員 私は、11ページの資料3-2について質問がございます。

大きく見て、ほとんどの魚種で割り当てられている量を漁獲し切れていないというか、ゼロのものもあるということで、二つの考え方を私は持っているのですが、その二つの考え方から質問させていただきます。

一つは、実績がないとどこかの時点で「もう日本はこの枠は要らないですね」ということで国際会議、地域機関で取り上げられてしまうおそれがあるのではないかと、一般的な見方かなと思います。

もう一方で、地域機関というのは一旦割り当てた枠をなかなか、特にTACに対する割合、10%枠を持っていけば漁獲実績がなくてもそれを取り上げられることはあまりない——というのは、それをやり出すと全体のバランスが崩れてとんでもないことになるのでということで、ゼロであってもそこまで心配はないのかなと。

また、特に私が見ている遠洋底びき網漁業などは現在、操業しているのは1隻だと伺っ

ていますけれども、実際、あそこまで行って漁獲を行って、しかも量的にも枠が非常に少ないですから、採算が取れないんだろうなと推測しています。その辺りの状況を教えてください。ただきたいことが大きく分けてのまず一つ。

もう一つ、別紙2-29と書かれているめばちですが、これは8,000トン移譲の可能性があるということですが、何もメリットもないのにあげることもないのかなと思っておりますので、差し支えなければ、どの国にどういう目的で、どういうメリットがあって譲渡するものなのか教えていただきたいです。

また、ほかの魚種の譲渡については、この漁獲可能量と留保枠の関係を見る限り、今のところ予定はないということによろしいでしょうか。

以上、大きく分けて2点、質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 東村委員、ありがとうございます。

まず1点目、TACが設定されているけれども、国際機関で定められたTACを消化できていない、十分な漁獲がないとどうなってしまうのかという御質問でございます。

それぞれの国際機関によって状況が違いますので、なかなか一概には言えないんですけれども、直ちにそれが減らされるということはないと思います。他方、日本はいろいろなところで漁業をしています。太平洋は目の前ですけれども、大西洋等になりますと日本の沿岸ではないところですので、当然非常に厳しい交渉になってくるわけで、その交渉の中で、場面、場面によってはそういう漁獲状況が非常に重要な要素にはなってくるのかなと思っております。

それから、NAFOの関係です。NAFOで特に漁獲実績が少ないのではないかと、低調なのではないかと、というところがございますけれども、これは特にあかうおが少なく、ゼロになっています。これに関しましては、下の別紙2-34のからすがれいのほうの実績はついておまして、どちらかという、からすがれいを主体的に操業しており、これは、漁場の形成とか魚価とかコストを踏まえて勘案した結果、そういう結果になっていると聞いております。このことも、確かにあかうおの実績がないので、今後どうなるか御心配されているところですので、そこについては、業界さんともしっかり相談しながら交渉に当たっていく形になろうかと思っております。

もう一つ、別紙2-29、めばち（東部太平洋条約海域）の8,000トンの留保枠でございますけれども、これまでも一部の国に譲渡してきた経緯がございますので、詳細については交渉戦略上のこともあるので申し上げられないんですけれども、今年も漁期の途中に譲渡

する可能性がございます。この国際機関だけではなく、いろいろなところとの関係もございまして、そういうのも含めての戦略上ということで御理解いただければと思います。

ほかの資源について、漁期中に譲渡というのは今のところ考えていませんので、0トンとなっています。もともと、漁獲割当量が国際機関で設定されるタイミングで、その時点で既に譲渡しているものについては、最初の漁獲可能量の時点から差し引かれた設定になっているので、今回の別紙2-29のめばちのように、漁期の途中で譲渡がある場合に、このような留保を設定させていただいている状況でございます。

○東村委員 ありがとうございます。

1点お詫びです。

カラスガレイに関しては、私が見誤っておりました。実際、近所のスーパーにもカナダ辺りで獲れたものかなというものは……、カラスガレイはそんなに珍しい魚ではなく流通しているので、輸入物もかなり入っているとは思いますが、この点、お詫び申し上げます。

アカウオも、もう少し獲ればいかなとは見ておりますが、外交の交渉というのはなかなか難しいものだと私もある程度は理解できているはずですので。

御回答どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

○遠藤特別委員 長崎大学の遠藤と申します。

御説明いただいて、ありがとうございます。

まず1点、12ページで、みんくくじらの基地式捕鯨に関して質問ですけれども、これは水産庁のホームページも確認させていただいて、過去もこの捕獲枠、TACに対して捕獲頭数が達成できていない状況が続いているのかなと思ったんですけれども、これについて、考えられる原因というか要因を教えてください。

○捕鯨第2班課長補佐 遠藤特別委員、御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、ミンククジラについてはTACに達するまで捕獲できていない状況になっておりまして、基地式捕鯨業は沿岸で、大体50マイル以内で捕獲する漁法ということで、ミンククジラの来遊状況等に非常に影響される漁法になります。どうしてなのかというところまではなかなか言い難いところがあるんですけれども、捕獲が減った理由は、ミンククジラの沿岸への来遊が減ったことが要因で、発見等がそもそも少なくなっているとか、そういったことが要因になります。

○遠藤特別委員 ありがとうございます。

今、要因を御説明いただいたんですけれども、これは、例えば地球温暖化とか環境要因、水温が上がっていることによって餌資源が移動しているとか、何かそういう環境要因も考えられるのかどうか教えていただけますか。

○捕鯨第2班課長補佐 当然そういった影響は考えられますが、実際いろいろな要因が関わってくると思いますので、「どれが」と断言できるところまでは調査が進んでいないところです。引き続き日本鯨類研究所とともに情報収集してまいるところでございます。

○遠藤特別委員 分かりました。

なぜこの質問をしたかという、先週、沖縄の捕鯨をやっておられる漁業者さん、私が研究しているのはマゴンドウとか小規模の捕鯨なんですけれども、漁業者さんに話を聞くと、マゴンドウの捕獲枠をここ数年、全然達成できていないとおっしゃっていて、「なぜですか」と聞くと、マゴンドウというのはソデイカを餌としているんですけれども、どうもソデイカが北方に移動している。それに伴って、マゴンドウ資源が減っているわけではないと思うけれども、マゴンドウも一緒に北方に移動しているのではないかと、そのようにおっしゃっていました。これは県知事許可漁業ですから沖縄県でしか漁業できないんですけれども、漁業者さんは、今、マゴンドウが与論の方にいるので与論の方まで操業海域を広げたいといった要望も出しておられると聞きました。

今、水温が上がっているとか、気候変動の影響は実はすごくあるとあっていて、これに関して柔軟な対応が今後、必要なのではないかと私は今、考えております。これは漁業者さんの御要望です。

といいますのも、これは13ページになるんですけれども、先ほどナガスのお話が出たと思うんですけれども、2024年からナガスが捕獲枠に加わっていて、これが福岡市中央卸売市場とか、ほかの市場でもそうですけれども、最近生で、競りで販売されるようになりました。これは市場の競争原理にならって、今までみたいに冷凍・相対ではないので健全になっているのかなというのもあるんですけれども、今までは冷凍・相対と沿岸の生鮮・競りということで、割と市場ではすみ分け的なことが起こっていて、沿岸で捕獲されたゴンドウも生ということで価値があって、生き残ってこられたというのがあるんですけれども、今、ナガスが競りで生で販売されるようになって、漁業者さんは福岡市場の担当の方から「今後、価格が暴落する可能性がある」と言われていると聞いております。

ただ、日本の捕鯨産業を底上げするためにはもちろん両方必要だと思うんですけれども、このバランスの取れた——ここはきっと大臣許可漁業なのであまり沿岸のことを言っ

いけないと思うんですけども、沿岸の、何と申しますか、気候変動に対応した柔軟な決定というか、それも考えていただきたいです。

これはお願いです。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。情報と御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

もし何かコメントがございましたら。よろしいですか。

ほかに、いかがでしょうか。

○川原特別委員 不勉強で申し訳ないんですけども、質問させてください。

今回、ひげ鯨類、RMPという評価方法で出されているとお聞きしまして、これはクジラのみ適切な捕獲可能量を計算するものなののでしょうか。他の魚種などに応用することは可能なのでしょうか。これは非常に保守的で科学的ということなので、もしかすると一般的なものにはなじまないのかもしれませんが、この質問の意図としましては、今、言われておりますようなMSYになじまないようなものに使えるのかしらというのがあります。

ただ、こういった長生きなものとはまた別かと思しますので、その辺りを教えていただければと思います。

○日本鯨類研究所第1研究部門長 御質問ありがとうございます。

RMPというのはIWCの中では——IWCはもともと鯨類を管理する機関なので、鯨類向けにつくられたんですが、ただ、ハクジラ類はヒゲクジラ類と違って社会性というか、社会構造があるので、それを考えなくてもよいヒゲクジラ類に対してのみ適用できる管理方策ということで開発されました。

ただ、これがほかの種に適用可能かどうかというところに関しては、多分、個々に、ほかの生物種の「こういう仮定で管理している」とか、そういう前提条件とRMPの前提条件とすり合わせた上で、適用可能かどうか検討する価値はあるのではないかと思います。

○川原特別委員 ありがとうございます。

この後も少し勉強をしていきたいと思えます。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

○高橋委員 今、説明していただいた捕獲可能量の推定するときには、系群ごとの捕獲可能量というところまで出ていたんですけども、TACになると種ごとでまとまった数字になっているように見えているんですけども、TACとして一つの数字になっているとい

うことは、どちらの系群をどれだけ獲ってもその数字に収まっていればいいという理解な  
んですか。

その場合、系群ごとに今、可能量を算出されていたので、どちらかの系群に圧力が偏っ  
てしまうみたいなことは起きないのかなというのが私の質問です。

○日本鯨類研究所第1研究部門長 基本的には、それぞれの種について主にターゲットに  
している系群はあるんですけども、例えばミンククジラでは、どうしても操業海域の中  
にJ系群が少し混合しているところがございます。ただ、先ほど紹介させていただいた禁  
漁区あるいは捕獲制限を設けることで、比較的資源量が豊富なO系群の方から主に獲るよ  
うな構造にはなっています。

ほかの鯨種についても、太平洋の西側にある系群から主に捕獲するようになっていて、  
それ以外の系群が仮に混ざっていたとしても、その影響は微々たるものというか、少なく  
とも一つの系群の資源を脅かすものではないことをシミュレーションで検証しております。

○高橋委員 ありがとうございます。

○釜石特別委員 全日本海員組合の釜石でございます。

まず、鯨類研究所の説明、ありがとうございました。調査捕鯨からずっと一貫してI W  
Cの方で研究結果の発表と、それから捕獲枠の正当性をずっとやられて、かつ母船式捕鯨  
では母船に実際に乗って調査捕鯨であったり商業捕鯨に携わって、精度の高い研究結果に  
基づいたT A C設定に尽力いただいていることに、まず感謝を申し上げておきたいと思  
います。

また、先ほどお話もありましたけれども、外国の法人からもレビューを頂いてこれは適  
正であると判断されている中で、我が国にとっては一番精度の高いT A C設定だと思っ  
ておりますので、その点を申し上げておきたいと思います。

一つ質問は、13ページに年間想定死亡頭数が書かれていまして、ながすくじら2頭と書  
いてあるんですが、20ページの表を見ますと令和6年で混獲数が1頭になっていて、ここ  
に1頭の差が生じているようなイメージを持つんですけども、この2頭という設定の根  
拠というか、理由を教えていただければと思います。

○捕鯨第2班課長補佐 釜石特別委員、御質問ありがとうございます。

20ページにある混獲数の1というのは、恐らく令和5年の混獲数になっています。ちょ  
っと書いていなくて恐縮ですけども、過去のものになります。13ページの2頭というの  
は下の※印の二つ目のポツに書いてあるとおり、令和6管理年度の定置網混獲数というこ

とで、年度が違うということです。

すみません、20ページの混獲数の年度がちょっと、本当に令和5だったか、私も今、ちょっと分からないんですけども、少なくとも年度が違うということで御理解いただければと思います。

○釜石特別委員 そうしますと、令和6管理年度の混獲数が2頭だから、ここに2頭と書いてあるという理解でよろしいということですね。

○捕鯨第2班課長補佐 おっしゃるとおりでございます。2管理年度前の定置網の混獲の実績等を引いているということになります。

○釜石特別委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

特に追加でございませでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第493号に移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の鈴木です。

諮問文につきましては、資料4-1になります。読み上げは省略させていただきます。

特定水産資源(めかじき(北大西洋海域))の令和7管理年度における漁獲可能量等の変更について御説明させていただきます。一つ前の議題は令和8年の国際資源の漁獲可能量の設定でございましたが、これは令和7年、今現在の漁獲可能量の変更に関するものでございます。

資料4の5ページをお開きください。右上に「資料4-2」と書いてございますが、こちらに沿って御説明させていただきます。

北大西洋のめかじきの令和7管理年度、これは令和7年8月1日から令和8年7月31日までの期間でございまして、その漁獲可能量等につきましては今年5月に水産政策審議会への諮問、答申を受けて、この7月に数量を告示しております。

他方で、北大西洋のめかじきを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会、いわゆるICCATと呼ばれている機関でございまして、この保存管理措置では前年度の未使用分の割当量を翌年度に繰り越すことが可能でして、本年の割当配分を行った時点、7月になりま

すけれども、その時点においては令和6管理年度からの繰越量がまだ決定していませんでした。今般、11月のI C C A T年次会合を経まして、令和6管理年度からの繰越量が確定いたしました。

具体的には、このページの下に（参考）と書いてございますけれども、この表のとおり、令和6管理年度からの繰越量が1,982.51トンございまして、上の表のとおり、令和7管理年度の漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量に令和6管理年度からの繰越量、今、申し上げた1,982.51トンを追加するという変更を行うものでございます。

この結果、変更後の北大西洋海域のめかじきの漁獲可能量は、上の表の（A）と書いた列の一番下の行に記載のとおり、2,649.51トンで、ここから（B）国の留保枠4トンを差し引いた大臣管理漁獲可能量は、一番右の列の一番下、2,645.51トンとなります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

ウェブから東村委員が挙手しておられるそうですので、東村委員、よろしくお願ひいたします。

○東村委員 （A）の漁獲可能量の列を見ていて感じた疑問ですけれども、当初の数量が667トンで繰越しがその倍以上——間違っていないですよ——来るということは、かなり……。まず第1に、こういう状況、当初の数量の後に繰越しがかなり大きく来るという状況は今回が特別な状況ではなく、毎年繰り返されているようなことであるのか確認させていただきたいというのが1点です。

もしそうであるならば、問題なく漁業者の方は最初が667トンであっても後にある程度もらえる、それは、自分たちにどれだけ漁獲実績があるかは既に大体分かっているので「大体これぐらいもらえる」ということで、数字だけを見ていると大きな変動があるんだけれども、実際は毎年「大体これぐらいのT A Cでやっていけばいいんだな」と予測できる中で動いているのかを質問させていただきたいと思います。

そうでないとかなり不安定な状況になるので、国際機関ということで、何というか、突発的に、I C C A Tなのでないかなとは思いますが、突発的に方針が変わったりして繰越しがなくなりましたとか、そういうことがあると非常に不安定になるので、この不安定さがなければいいなというのが質問させていただいている意図でございます。

よろしくお願ひいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 東村委員、ありがとうございます。

まず一つ目の御質問が、毎年こういう形で繰越しをされているのか、という点でございます。

非常に大きな数字が繰り越されているということでございますけれども、これにつきましては、I C C A Tにおける規定上、我が国に関しては2018年からずっとこの繰越しが行われ、今の規定では、2027年まで繰越しが行われる状況になっております。ですので、少しずつ繰り越された部分が積み上がってきて、この2,000トン弱の繰越量が生じている状況でございます。

二つ目の御質問として、漁業者が問題なく操業できているのか、心配はないのか、という点でございますが、結論から言うと、特段問題はない、ということでございます。

といいますのも、資料4-2にも書いてございますが、下の表の真ん中に、令和6管理年度の漁獲実績が373トンと書いてございます。近年の漁獲量は、多いときで400トンを超えることもありますけれども、大体これぐらいの数字になっています。ですので、非常に大きな繰越しがありますけれども、漁獲量は大体、300から400トン辺りでございますので十分それに対応できているということと、当然ながら漁獲量の積み上げについては水産庁でもしっかり確認していきまして、もし繰越しがある前に漁獲が積み上がっていくようなことがあれば、各漁船にフィードバックというか、注意をするということは、めかじきに限らずほかの資源でもやっていますので、特段大きな問題はないと考えております。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

特になければ、本件につきましては原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第494号に入ります。

事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

私から、資料5の説明をさせていただきます。

諮問文につきましては1ページに記載のとおりですので、従前の運用に即しまして読み上げは省略させていただきます。

内容は、まいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いです。

では、3ページをお願いいたします。

まいわし太平洋系群の扱いです。

令和7管理年度におきまして、大臣管理漁獲可能量の変更のうち以下に掲げますもの、具体的には大中型まき網漁業のIQ管理を行う管理区分の漁獲可能期間の終了に伴い確定した未利用分を国の留保へ繰り入れ、及び国の留保から大中型まき網漁業の漁獲量の総量の管理を行う管理区分への追加配分に伴う数量の変更は、行政庁の恣意性のない機械的な変更として事前に水産政策審議会の了承を得ておき、事後報告で対応するとした運用をしているところです。

今般、令和8管理年度が来年1月1日から始まりますところ、上記1に掲げる数量の変更につきましては引き続き事後報告で対応できることとします。

数量変更に伴う手続等は、記載のとおりです。

続けて、5ページをお願いいたします。

こちらは参考として掲げました。第141回資源管理分科会の資料3の別紙2です。

令和8管理年度が始まるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群につきまして、令和7管理年度において行政庁の恣意性のない機械的な変更として水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき、事後報告で対応するとした運用を、令和8管理年度においても継続するという内容です。

実は、前回の資源管理分科会で資料には入っていたところですが、私が完全に説明を失念した中で淡々と諮問が行われ、答申を頂いたものです。当日資料の説明が漏れていたことをお詫び申し上げます。

事務局からは以上です。よろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

本件につきまして御質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

東村委員の手が挙がっているようですので、東村委員、よろしくをお願いいたします。

○東村委員 今まで聞きそびれていたというのが正直なところですが、あらかじめ水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき、事後報告で対応するという運用が、私が2018年ぐらいに資源管理分科会の委員になったときからどんどん増えてきていると思うん

ですけれども、この対象となるものの選定方法というんですかね、もちろんここに「行政庁の恣意性のない機械的な変更」ということは書かれており、また、事後報告の方がスムーズに運用できることも十分理解している上での質問ですが、これが増えてきた経緯について、もちろん簡単に結構ですので、教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 東村委員、ありがとうございます。

まず、こういった運用の始まりは、国の留保の導入まで遡ります。つい近年まで国は留保を設定せずに、TACの全量を配分していました。他方、実態とすれば、漁業代表者の皆さんがご存知のように、漁場の形成というのはその年になってみないと分からない部分が多分にあります。そのギャップをどうやって、TACの数量を変えない中で解消していくのかという検討の結果生み出されたのが留保という概念であり、必要に応じて国の留保から配分していくというルールでした。

国の留保からの配分に伴う数量の変更にあたっては、漁業法に基づけば、その度に水産政策審議会の意見を聴く必要があります。一方で、水産政策審議会をその都度開催することがTAC資源が増える中でなかなか難しいという現実があり、これに即す形で運用を改善していこうということで、「行政庁の恣意性のない機械的な変更」として事前に水産政策審議会の了承を得た国の留保からの追加配分については、事後報告で可としたところです。

○東村委員 ありがとうございます。

そうしましたら、今後にも必要に応じて——もちろんですけれども必要に応じて、こういう運用が増えていくことも考え得るという理解でよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

現時点で水産政策審議会に認めていただいている変更がこれ以上増えないとは、予断を持って申し上げることはいたしません。いずれにしても導入の必要が生じた場合には水産政策審議会の意見を頂戴し、了承を頂きたいと思います。

——マイクトラブルがあったようなので、もう一度申し上げます。

現在認められている事後報告、これがこれ以上ないと予断を持って申し上げるものでは……。聞こえますか。

○事務局 事務局でございます。ウェブの方、音声聞こえていますでしょうか。反応をお願いいたします。

○山川分科会長 では、しばらく休憩します。

16時再開としたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 時間になりましたので、議事を再開させていただきます。

東村委員、先ほどはウェブのトラブルで大変失礼いたしました。

では赤塚室長、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 先ほどの東村委員からの御質問は、今、事後報告で対応しているものが今後、増えていく可能性についてであると理解しております。

回答といたしましては、現時点で認めていただいている事後報告、これが今後とも増えないとは、予断を持って申し上げることはいたしません。いずれにいたしましても、我々の方で行政庁の恣意性のない機械的な変更であると判断できるものがありましたら、水産政策審議会です承して頂ききたい、そのように考えておるところです。

○東村委員 どうもありがとうございました。

その方が現場が速やかに動いて、いいのではないかと私も考えております。

失礼いたします。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第495号に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料6-1の準備をお願いいたします。

まずは諮問文です。諮問文につきましては1ページに記載のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。

内容は、するめいかに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更です。

資料の説明に入ります。

5ページをお願いいたします。

背景説明です。

令和7管理年度のするめいかのTAC管理につきましては、全国的に漁獲量が積み上がっている状況になっております。そのような中で、小型するめいか釣り漁業においては10月15日、漁獲量が当該大臣管理区分の配分数量を超えたことから、同じ月の31日、11月1日から翌年3月末までの間、するめいかの採捕を禁止する農林水産大臣の命令が発出されたところです。

その後、11月13日時点の大臣管理区分の漁獲量は7,796トンとなり、11月5日の第141回資源管理分科会です承を得た追加配分後の合計を2,039トン超過した状況となっています。配分数量の135%となっています。

このことにつきまして、国の留保からの追加配分や他の漁業種類等からの漁獲枠の融通ができないか調整を進めてきたところです。しかしながら、小型するめいか釣り漁業の漁獲量は配分数量を相当量超過していることから、現在のところ採捕停止命令の解除には至っておらず、また、その見込みも立っていない状況にあります。

そのような中にありまして、北海道におきましては、道に配分された数量の範囲内において、資源評価に必要なデータを得ることを目的とした、道の小型するめいか釣り漁船による資源調査のための試験操業を開始したところです。

こういった内容を踏まえて今回、Ⅱに掲げる諮問を行うものでして、それぞれの諮問事項の説明は、6ページからの資料を用いて行います。

諮問事項は二つあります。

最初の諮問事項です。試験操業を実施しようとする県の「現行水準」から「数量明示」への変更です。

まず、「現行水準」の府県における管理の現状ですけれども、目安数量を超えないよう、隻数や操業日数などの漁獲努力量による管理を行うものとしており、この目安数量そのものを厳格に管理する仕組みがありません。具体的には、知事による採捕停止命令の発出はありません。そのため、「現行水準」のままで「数量明示」されている北海道と同様の試験操業を実施することは、我々としては認められないところです。

したがって、今後、漁期を迎える「現行水準」の府県が留保枠からの追加配分及びほかの道県又は大臣管理区分からの融通を受けて試験操業を実施しようとする場合には、北海道及び富山県と同様に、「数量明示」に変更する必要があります。

以上のことを都道府県に照会しましたところ、令和7管理年度において、数量管理の下での試験操業を実施するために「数量明示」への変更を希望する県、具体的には長崎県、

山形県、兵庫県、鳥取県及び山口県の5県につきまして、資源管理基本方針に基づいて令和7管理年度については配分数量を明示することとしました。これは数量の変更に関わるものですので、諮問となります。

その下に明朝体で書いてある説明は、資源管理基本方針の該当部分の原文です。特に重要な点には下線を付しています。

次のスライドに移ります。

諮問事項②、国の留保からの追加配分です。

今回の追加配分は、国の留保から大臣許可いか釣り漁業への追加配分見込みとしていた2,400トンを使うこととします。

使用に当たって、全国いか釣り漁業協会から意向が二つ示されました。一つが、2,400トンのうち200トンについては大臣許可いか釣り漁業に配分してもらいたいということでした。

もう一つが、困っている漁業者が操業できるように配分してもらいたいということで、具体的には、小型するめいか釣り漁業であって、特に今後、漁期を迎えようとしているところに使っていただきたい。もう一つが、沖合底びき網漁業も困っているということで、こちらにも配分してもらいということをお我々、承知しているところです。

そういったことを踏まえまして、2,400トンの追加配分について次の作業を行いました。

まず作業1として、2,400トンを全ての大臣管理区分及び道府県を対象として、当初配分数量のシェアを用いて数量を算出しました。

続いて、作業2として、作業1で算出した数量のうち大中型まき網漁業、大臣許可いか釣り漁業——こちらは200トンは残した上での余剰分となります。それから小型するめいか釣り漁業、富山県及び他の「現行水準」府県の分——これらは合計しますと1,295トンとなります。この1,295トンを試験操業を行う道県、具体的には長崎県、山形県、兵庫県、鳥取県、山口県及び北海道に対して、こちらも当初配分数量のシェアに応じて追加配分数量を計算しました。

このほか、11月5日の第141回資源管理分科会で適当であると認める旨の答申を頂きました中に「現行水準の府県」というグループへの317トンの追加配分がありました。今回、このグループの中の5県は「数量明示」に変わることになりますので、この5県に対する分として317トンから、その目安数量のシェアに応じて追加配分数量を計算しました。

その作業の結果としてできたものが、次のページの上のスライドになります。

まず見ていただきたいのが、2,400トンの部分です。作業1・作業2と行いまして、結果としては沖合底びき網漁業に499トン、大臣許可いか釣り漁業に200トン、北海道に1,049トン、長崎県に444トン、山形県に85トン、兵庫県、鳥取県、山口県にそれぞれ41トンを追加配分します。

加えて、先ほどの317トンのうち長崎県をはじめとする5県分に追加配分する数量を、「317トン配分」の列に記載しました。そしてこれらの合計値を一番右の列に記載しました。

以上の国の留保からの追加配分について諮問するものです。

審議いただく前に一言申し添えます。今後、融通がとても重要な役割を果たすこととなります。そういう中で、漁模様に応じて未利用分が生じた場合には融通に対して柔軟な対応をしていただけるよう、特に道県に対して求めるところですし、我々水産庁も、融通が実現するよう間に間に立って調整を進めていきたいと思っております。

最後のスライドは参考です。こちらは今回の諮問を了承いただいた場合の配分等の全体像を示したものです。簡単な紹介にとどめさせていただきます。

以上が事務局からの説明です。審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

本件につきましては、まず、大臣許可いか釣り漁業を代表しまして谷地特別委員の御発言を求めたいと思います。

谷地特別委員、よろしくお願いいたします。

○谷地特別委員 ありがとうございます。谷地でございます。

私ども大臣許可いか釣り漁業は、御覧のとおりスルメイカの漁獲量、消化率が45%と低い現状であります。なぜなら我々は5月から黄海でアカイカ操業を行っており、スルメイカ漁を始めたのは9月中旬と漁期が遅いからでございます。今後、来年2月末までスルメイカ漁を行う予定でございます。

現在、私ども大臣許可いか釣り船の大半は、先週から漁場を大和堆に移して操業しております。

今般、我々、追加配分を受けるTAC枠を放棄するという事で、私どもも漁期中で操業を切り上げるリスクが高くなることから慎重な意見が数多くございました。しかしながら、一方で、操業機会を失って困っている漁業者が数多くいらっしゃることも承知しております。よって、苦渋の決断ではありましたが、我々大臣許可いか釣り漁業に対して追

加配分される見込みであった2,400トンについては、困っている漁業者が操業するために再配分していただきたいと思うところでございます。

私ごとですけれども、私、3代目で、まだ漁業のことをよく分かっておりませんが、亡くなりました私の祖父や当社の船に50年乗っている船頭が私によく言うことは、海で事故があったり困ったことがあれば大型船も中型船も小型船も関係ない、みんな漁師同士が助け合わなければならない、それが漁師だと言っておりました。私はTACも同じで、困っている漁業者がいるのであれば融通すべきだと思っております。

我々、大臣許可いか釣り漁業においても、将来同じようにTACが不足する年が必ず来ると思います。今般、我々団体の決断が資源管理と漁業の発展を両立させ、漁業者同士が助け合う前例となり、TACの枠の融通が一般化できることを期待するところでございます。

以上でございます。

(拍手)

○山川分科会長 御配慮くださりまして、どうもありがとうございます。

これまでの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○岩田特別委員 谷地さんの配慮の後で非常に話しにくいんですけども、今、正に我々小型いか釣り業者は停船命令を受けている最中ですので、代表して一言だけお話しさせていただきます。

先ほど谷地さんがおっしゃったように、TACの配分方法というのは多々ありまして、結果的に今回、中型いか釣りから分けていただいた。されど小型いか釣りは、残念ながら超過があるから獲れないということでございまして、悪いことはいろいろと反省もすべきですが、1年間一生懸命、超過をしてから、我々、全漁連含めて小型漁業者はみんな一生懸命話合いながら研鑽に努めたんですが、やはりどうしても引かかるのが、この留保の配分方法でございました。

日別の漁獲量を速やかに提出、それが50%の大きな要件でございました。更に原則3回ということで、これは我々の方でも何回かお願いしたんですが、どうしても、全国2,000隻の船が一生懸命研鑽に努めていますけれども、速やかにはとてもできません。努力しましたけれども、できません。これはだんだん水産庁の方にも御理解願っていると思うんですが、それでも、この3回を4回にでも5回にでもしてくださいよということは、どうも

できない。

これは、残念ながら今年は受けるしかないんですが、来年に向けて小型いか釣りに対して、零細漁業者に対してアゲインストになるような方策を何とか考えていただきたいと、声を大にしてお願いしたいと思います。

それと、一般的な話ですけれども、最近、農業の方で直近5か年の、25%が廃業ということをもマスコミが報道していました。我々小型漁業者の2,000隻も残念ながら、比較するわけではありませんけれども、高齢化等、諸事情により必ず廃業が増えてくるのが事実でございます。そして、1回店じまいをすると復活はなかなか難しいのが小型の漁業者、いか釣りも含めて全ての実態であると思います。

このような中で、反面、水産庁は地域の活性化を促すべく、いわゆる海業を推進されています。すばらしい事業だと思います。正にその地域の活力の一助となるためにも、地域に根差した小規模いか釣り漁業者の廃業に拍車をかけることだけはやめていただきたい、これを切に願うわけでございます。

これから沿岸の地域コミュニティあるいはこれからいろいろとTAC、管理協定、来年に向けて考えていただけるとは思いますけれども、小型が自然淘汰をいくらかする悲しい流れの中で、拍車をかける後押しをするような体制だけは是非防いでいただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見を頂きましたけれども、水産庁から何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 岩田特別委員、ありがとうございます。また、本件に関していろいろ思うところがございます。

先ほど来年に向けてということでお言葉を頂きました。このことにつきましては報告事項のところ、関係者が話し合った内容を報告しますので、その場でも御意見を頂戴できればと思っています。いずれにしろ小型するめいか釣り漁業の方々、一つの漁業種類に必要以上に負担を掛けることはないように、我々もしっかりと今日の言葉を受け止めて、今後また議論させていただければと思います。

○岩田特別委員 一つだけよろしいですか。

今、超過した。結局、具体的に言うと今の超過のものが、スピードという部分の要件を省いて我々も50%頂ければ、ほぼ——悪い、超過していますけれども、ほぼ似たようなトン数になるわけですね。これ途中で改定してやろうかというような思いはありませんでし

たか。それがちょっと聞きたかった。

○資源管理推進室長 この件につきましては、前回及びその前回の水産政策審議会で大きな議論がありました。その中での小型するめいか釣り漁業の方々の御主張については、私ども十二分に理解しています。同時に、我々の、どうして25%になったのかということについて、二回、三回と議論する中で説明は尽くしたと思っているところです。

今日ここで改めて申し上げることはありませんけれども、令和8管理年度の方に考えを。起きたことを繰り返さないためにどうしたらいいのかということ。報告体制につきましては我々も一緒になって考えさせていただきますので、是非一緒になって対応できればと思っています。

○山川分科会長 ウェブから阿部委員が挙手しておられるそうですので、阿部委員、よろしく願いいたします。

○阿部委員 北海道の阿部でございます。

全国いか釣り漁業協会の谷地さんには大変御配慮いただきまして、本当に感謝します。小いかの方から皆さん出ていませんので、私からまずはお礼を申し上げます。

そしてまた今後に対して、こういったことがないように、TACの考え方、単年魚に対しての考え方、そういったものを改めて、こうして漁期が途中で終了することなく続けていかれるよう、そしてまたいか釣り、今、業界の中では一番弱いような立場でございます。そういった弱い人たちを守る、これもやはり国として考えていただければと思いますので、今後に対しても配慮を頂きますようよろしく願いいたします。

返答はよろしいです。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで処理させていただきたいと思います。

○三浦委員 同じような話になってしまいますが、ノルウェーでは資源管理を行うにあたり、TACを大幅に削減する場合、経済的にインパクトが大きい、要は経済的弱者である小規模漁業に対してはあまり配分量を減らさず、体力のある大型の漁業に対して、優先して配分量を減らしていくトロール・ラダーという制度があります。

また、TACの当初配分においても、船の大きさによって配分量が変わってきます。トン数により、小さい船には配分の割合が多くなりますし、大きな船には配分の割合を少なくするような傾斜配分を行っています。日本においても、そういったことも考慮して、資源管理を行っていただきたいと思います。

もう一つは、漁獲圧に対するインパクトですよね。釣り漁業というのは資源に対してイ

ンパクトが小さい漁業ですよね。そうした漁業に対しては、普通は配慮が図られます。それよりも大きな漁業で漁獲圧のインパクトの大きい漁法、そういう漁業をしっかりと管理していくことが必要だと思います。

日本のように実績配分だけではなく、沿岸漁業のような経済的弱者を守っていく、弱者救済の考え方をしっかりと持ちながら資源管理を実施していくことが重要です。

また、先ほど岩田特別委員からありましたとおり、小型いか釣り漁業が超過した数量は、他の大臣許可漁業の皆さんと同じくらいの追加配分数量、2,100トンがあれば、超過せず、全部相殺されてしまうぐらいの数量です。一方、今回の追加配分のように、数量を超過しているからといって、小型いか釣り漁業を除外し、大型の経営体に多く配分する、逆傾斜をかけるという方法は、小型いか釣り漁業者も納得できていないと思います。来年度に向けてするめいかの資源管理をどうしていくのか、しっかりと考えていただきたいと思います。

最後に、中いかの谷地さんには、今回の追加配分へのTAC枠の抛出にいろいろ御配慮いただきまして本当にありがとうございます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

○日吉特別委員 岩田特別委員がおっしゃった沿岸が大事だということ、前回も今日もマグロのところでは発言させてもらいましたけれども、2,000隻の本当に零細な漁業者、小いかの方々は私の組合にもいます。また、ちょっと戻りますけれども、マグロもそうです。マグロも承認船だけで1万9,666隻あるわけですね。この人たちは完璧に零細漁業者です。私のやっている定置はまたちょっと、法人化されていたりして、ある程度経営母体はいいと思うんですけれども、特に小いか、マグロの承認船は、正に彼らがいなくなってしまう。岩田特別委員からもそういうお話がありましたけれども、いなくなってしまうところに今、来ています。

私も組合の幹部をやっている中で、彼らは本当に日本からいなくなっていくのかなど。この漁獲の割当てとかそういうことで。三浦さんはノルウェーのことをおっしゃっていますけれども、国連のFAOでも資源管理をするときに、「零細漁業者はその限りではない」みたいなFAOの提言もあると思うんですね。それを日本国としてちゃんと守ってほしいし、水産庁さんに至っては現場を見てあげてほしい。零細漁業者の、小型漁船の人たちを。

国が「彼らはもう要らない」という方針なら今のような枠の配分でいいと思いますけれども、彼らはどういうことかということ、沿岸のコミュニティを守っていたり漁村を守って

いる大切な漁民です。また、残念ですけれども、彼らに後継者が少なくなっている。ましてマグロにしてもスルメイカにしても、こういう話題があれば尚更、小型漁船漁業に入ってくる方々が少なくなると思います。

いつも生意気ですみませんけれども、マグロでも言ったと思いますけれども、ここは国の審議会ですよ。数量だけやっているところではないですよ。日本全国の沿岸のコミュニティや漁村のことも考えるのが国の立場だと思います。

○山川分科会長 御意見を頂いたということによろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

○津田特別委員 何点かありまして、まず質問からですけれども、富山に配分になったところがマイナスになっているのはなぜか、これは単純な質問が一つ。

それから、小型のところには538トン配分になったではないですか。それが超過している分で追加配分ゼロですみたいな話だと思うんですが、私の理解だと、今回超過した2,000トンは来期から差し引きますみたいな話だと思うんですが、この530トンを今期に1回配分してしまえば来期の超過分が1,500トンになると思うので、幾分か来期に対して軽減されるのではないかと思うんですが、そういうことができないかというのが二つ目。

最後ですけれども、正に今、日吉さんたちがおっしゃったように、今、うちのグループで全国的に担い手育成みたいなことを結構やっていて、かなり実績を上げていると思うんですね。全国のいろいろな地域、漁協さんから担い手育成、担い手育成、要は、漁師さんがいなくなると地域の産業が成り立たなくなるから担い手育成をということで、いろいろ依頼を受けるんですが、「漁業者が減ることが問題だ」みたいなことを言うんですが、原因と結果で言うと、原因は担い手が減ったことではなくて、結果なんですよ。儲からないから子供に「お父さんみたいな漁師になるな、おまえは勤め人になれ」みたいな話があって、やはり儲からないから結果として担い手がいなくなって、漁師がいなくなっている現実があるので、本当に国として担い手を増やしたいのであれば「移住のお金を出します」みたいな、何といいますか、その場限りの対策ではなく、やはり抜本的に、本当に地域の漁業が儲かるようにしていけないといけないというのは今、お話を聞いていて改めて思ったところです。

すみません、何かたくさんになってしまったんですが、三つですね。富山のことと、小型のところはこの500トンを入れられないかということと、最後は意見ということで。

○資源管理推進室長 津田特別委員、ありがとうございました。

今回、まず我々、本当は全てを達成したいというところはあったんですけども、現実として小型するめいか釣り漁業は採捕停止命令の解除が難しいという中において、では、その中で小型するめいか釣り漁業者の方、特に1月から3月に漁期を迎える方にできることは何かないかというところで今回、取り上げたのが北海道で行われている試験操業でございまして、これを実施している・しようとする道府県に対して数量を少しでも多く配分したいという思いがありました。

その中で富山県に対しては、今回、そういうことで、我々としては小型するめいか釣り漁船による試験操業がやれる道府県を優先させていただきたいということで話をし、理解を頂いたところです。別の言い方をしますと、富山県にしてみれば、これから定置漁業で盛漁期が始まる中で今回の決断をしていただいた、協力いただいたところです。

そういう意味では、二つ目の質問に関係しますけれども、おっしゃるとおり、この500トンを入れることで超過数量が2,000トンから1,500トンになりますけれども、その結果として、長崎県、山形県、兵庫県、鳥取県、山口県、北海道の小型するめいか釣り漁業者が操業できるチャンスがその分、なくなります。そのどちらを取るのか、行政として今回、大変重い決断だったということで受け止めていただければと思います。

最後、そうですね、儲かる漁業にすることというのは非常に重要だと思います。水産政策審議会の場でも数量、たくさん獲れる方がすごいという認識があるとの意見があり、私も理解する部分はありますけれども、儲かる漁業にすることという意味で、収入をどうやって上げていくのかという意味で、やはり我々、まだまだやらなければいけない、期待されている部分が多いなと思っております。

どういことができるのかということについては、流通を含めてやっていくことなので、是非、これは先ほど日吉特別委員もおっしゃっていましたが、正に水産政策審議会の場は数量を議論するだけではなくて、健全化した資源を使ってどうやってコミュニティを元気にしていくのかということも議論する。そもそも、水産改革はこういうことを目指して始まったんですね。正にそういうところを、新たな目標ではなくもともと掲げていた目標の実現に向けて、水産政策審議会の場も含めて、またいろいろと皆さんと議論させていただければと思っています。

○津田特別委員 ありがとうございます。

○岩田特別委員 重ねてすみません。

とにかく1年間を振り返ってみて、研究者の皆さんは本音で「イカは難しい」とおっしゃっていましたよね。確かに私たちもそう思うんです。その研究の中で、イカの資源の予測が難しい中で今年こういうふうになった。獲れないところも出てきた。ただ、やはりもうちょっといろいろな対応の中で、一生懸命やっている中で、悪いことをしているわけではないんだから、何とか柔軟性を持って対応してもらえないかなと1年を見てとても感じました。

零細の漁業者が本当に区域によってはできない、そういうことがあっていいのかなと。やはり偏った漁獲によってこういう数字が、鉛筆なめたような格好になって、停船になってしまったということで、本当の停船なら納得できるんですよ。申し訳ない言い方ですけども、何か納得できない停船というのが多分、漁業者の気持ちの片隅にあると思うんですね。

ですから、もう少しスルメイカというものに対して柔軟性を持って、イカの生態を考えたがら研究者の皆様方と水産庁の方が柔軟性を持って、何が一番ベターなのかを十分考えていただいて我々漁業者に示していただければと思いますので、是非来期の宿題として、その辺を柔軟性を持って考えていただければ有り難いと思います。

よろしくお願いします。

○藪田委員 日かつの藪田でございます。

スルメイカに関しては専門外なものですから、ちょっと的外れな意見になってしまうかもしれませんが、TACをいろいろな魚種でやっていくに当たり、当然、水産資源量の予測、それから配分の問題あるかと思いますが、漁獲量のタイムリーな把握、これは当然TACにとっては最重要の要点の一つだと思います。

小型するめいか釣り漁業でなぜこれができないのかは、今後、TACの対象魚種を広げていくに当たって必ず解決しなければいけない課題だと思います。水政審の場でどのようにこの漁獲量をタイムリーに把握していくのかという議論をしなければ、どこかで必ず同じようなことが起きると思うんですね。なので、これは解決しなければいけないし、それがほかの魚種でも採用されるような形で課題と解決をしっかりと図っていかねばいけないと思います。

意見です。失礼いたしました。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

○渡部委員 今、スルメイカの議論の中で一番大きく問題というか、これからの課題として残っていくのは、報告の遅れというんですかね、今、藪田委員がおっしゃったようにタイムリーに数字が上がってこないというようなことだろうと思うんですけども、しかし、今、水産庁でも、我々の、経済規模で言うと非常に小さいものですけども、内水面の方でもICTを導入するところはかなり力を入れて、「こういうものと組み合わせてやったら補助金を出しますよ」といったことをここ二、三年間ずっとやられてきたわけですね。しかし、それでうまくいっているところとそうでないところ、どちらかというところとそうでないところの方が多様な気がします。

始まる前にもある委員さんと話をしていたんですけども、文化とか伝統を守る、それでやっている業種全てでICT化を進めていっていいのかなと思うんですね。乱暴な言い方かも知れませんが、報告が遅れてタイムリーに数字が出なかった、これこそアナログな、いかにも日本の伝統の漁法だなど。乱暴な言い方ですけども、そういうふうを感じるわけなんですね。だから観光としてはいいんですよ。そのプラスの面が出てきていると思います。

先般、大分で大きな火事がありまして、あれで関あじ、関さばが漁業としてかなり打撃を受けるのではないかと。やはり高齢化しているから、そして一本一本手釣りだから、小さい船に乗って行ってやっている方。しかし、そういうことをきっちりと定めて一本釣りでないで関あじ、関さばではないですよと定めて、それで価格がはね上がっているわけですね。ぱっと獲ってきた魚よりも結構価値が見い出されて、高く売れるということです。

小型いか釣りも、やはりそういう面があるのではないかと。実際、水産庁の方はあせえ、こうせえといいますけれども、ウナギの間屋さんの登録が始まったんですね。今時点で兵庫県で百十何件申請があって、これは電子申請もできるんですけども、何件あったかという、4件ですよ。百十何件のうち4件しか電子申請しなかった。やはりそれが物語っていると思いますので、急いでICT化は、私はしないでほしい。もっと大事なことに着目して、零細と言われる漁業を守っていくように努力していただきたいと思います。

ICT化してすぐに数字が上がってくるようないか釣りの漁船だったら、観光客も誰も見に来ないし、そんなもので獲った魚——そんなものと言ったら失礼ですけども、それで獲った魚だったらごそっと獲りに行った魚と一緒に扱いはなってくるのではないかと思います。付加価値がどこにあるかを考えて、ICT化はそんな急いでやらないでほしいという意見でございます。

○木村委員 今、御意見を頂いたんですけれども、データの積み上げは非常に迅速にやらないと、これからの国際社会にはついていけません。

それから、今回のいか釣りの問題で私が承知しているのは、もちろん研究者が努力をしなくてはいけなくて、MSYとかCPU Eだとかいろいろなデータの積み上げをきちんとやって解析をする。漁業者は、いかにきちんとしたデータを即時に、リアルタイムに出していくか。そして、そういう体制をつくるのは水産庁の仕事です。だから三位が一体になって初めていろいろな資源管理ができるようになるので、文化というのも分からないではありませんけれども、先ほどウナギという話もありましたけれども、CITESの問題等になれば、もうこれはいかに正しいデータを積み上げていくか、これ一つにかかっています。

なので、私としては、是非、迅速にデータの公開あるいは収集等ができる体制を水産庁につくってほしいと思います。漁業者が使えるようなものをつくっていくのは水産庁の責任で、解析は研究者側。それはもちろん我々も含めてですね。そして漁業者はデータを迅速に提供する。そのように三位一体になって初めて資源管理ができるので、私は、是非そういう体制を迅速に進めてほしい。

皆さんが思うほど、今、いろいろなプラットフォームを使うとあっという間にできます。Googleフォームなどは、もうあっという間なんです。本当に。皆さん漁業者の方々にスマホを持っていない方は多分——もしかしたら古いパカッというやつを持っている方もおられるかもしれませんが、基本的にもうあれは使えなくなりますので、スマホを持っていないと生活が、生活ができないんです。これからは。その中にアプリを入れておくだけで「今日はイカが何キロ」とかそんなことはもうあっという間に、ちょっと入れるだけです。58なら「58」と入れて水産庁のプラットフォームに上がっていくと、Excelの表で瞬時に出てきます。それはもう秒ごとに更新されます。水産庁は、1度それをつくっておけば大した仕事をしなくて済むんです。

そのGoogleフォームでやるものは、どこかの大企業に何億円も掛けてやってもら必要はなく、こう言うのはなにですけれども、また水産機構の仕事を増やしてしまうかもしれないけれども、水産機構の研究者にちょっと頼めば簡単にできます。私ですらGoogleフォームを使っています。私ですら、です。大学の教授会のいろいろな意見を吸い上げていたりするようなことは、私がつくってやっています。それは簡単にできるから。

なので、そういう努力は是非していただきたいと思います。今、渡部さんからいろいろ

と御意見は頂いたんですけれども、できればそういうことは迅速に進めていくことでこれからの水産行政を適切に、漁業者にとっても利益があるように進めていけるので、是非やっていただきたいと私は思っています。

ちょっと赤塚室長にコメント頂きたいんですけれども、いかがですか。

○資源管理推進室長 木村委員、ありがとうございました。

二つの柱があると思っています。一つは、漁業法に則して大臣管理区分においては翌月10日を期限とするTAC報告をしっかりと行わせるという柱。もう一つが、「漁獲の大まかな数量」をタイムリーに把握するという柱。後者については、やはり正に今日、木村委員がおっしゃったことですね。私も水産庁の一人としてしっかりとやらなければいけないと思っているところです。

プラットフォームの活用もそうですが、あと大事なこととして、100%、完璧を目指すことはもちろんよいことなんですけれども、100%を目指した結果、何もできずに終わると言うことが往々にして起こります。漁獲量の概数の把握という観点からは、いかに太宗の部分のしっかりと見ていくのかというところが重要ですので、本日、問題提起、叱咤激励いただいたと思いますので、それを受け止めて、これはやはり数量管理の適確な実施のみならず、資源管理の基礎になるものだと私も認識していますので、今日、頂いたものを受け止めて、明日以降また水産庁を代表して——代表と言ったらあれですけれども、頑張りたいと思います。

○木村委員 代表していただいて全然問題なくて、その意味では、私は今、これは審議会の諮問第495号だと思ったので、TAC管理の在り方についてはここでは議論しないつもりだったんですが、次の報告なんですよね、それはきっと。分かりました。

○高橋委員 すみません、ここまでの議論で私の言いたかったことが結構出てきたのであれですけれども、私もデータの報告に対してちょっとコメントがありまして、ここまでのするめいかの議論で、やはりタイムリーに報告することがなかなか難しい。たくさん船があっというところどころで操業している中で。その難しさが今回のこういった混乱の一因にもなっているかなと思うんですね。

その中で、今回新たに数量明示をして獲る都道府県が増えたことに対して、こういった都道府県がそれだけ難しいと言われている報告とかデータの管理に今回取り組むということで、皆様そういったデータの収集とか報告に対して小さなことでも何か改善されているのかなということと、もしそういうことが難しいのであれば、水産庁さんの方で何かしら

サポートを予定しているのかをお聞きしたいです。

○資源管理推進室長 高橋委員、ありがとうございます。

我々が把握しているものとしては、まず北海道で今、実際取り組まれている試験操業においては、非常にタイムリーな報告をすることが要件になっていると聞いています。今後、ほかの県においても同様の取組がなされるものと思います。

ただ、試験操業は道県の御判断で実施するものなので、要件について国からこうしなさい、ああしなさいというものではありません。

あと、「漁獲の大まかな数量」をタイムリーに把握するための協力ですね。先ほどの木村委員の御指摘にも関係しますけれども、これは国だけが取り組むものではありません。都道府県と国とが一緒になって取り組むものですので、我々の知見はどんどん共有していきつつ、逆にいろいろ取り組んでいる都道府県があるのではないかと考えておりますので、それを我々の方で取り入れてまいりたいと思います。

○高橋委員 ありがとうございます。

実際に漁業をされている方が最終的に納得できるような、自分たちは普通に操業していたつもりなのに、気付いたらTAC超過だみたいなことにならないといいなと強く思います。

○山川分科会長 ウェブから青木委員が挙手されているそうですので、青木委員、よろしくお願いたします。

○青木委員 私もデータのタイムリーな報告というのは、今回、荒療治になってしまったんですけれども、皆さんに重要性を周知したと思いますので、水産庁さん主導で各都道府県を引っ張って行って、早く報告できるような体制に持っていければいいのではないかとこの意見が一つです。

それから、私、大中まきの立場でも言わなければいけないので、その意見がもう一つなんですけれども、小いかさんがちょっと苦境の中なんです、大中まきは混獲のみで管理して、数量が積み上がらないように頑張ってきてはいるんですけれども、今後、東シナ海でもイワシとかサバに混ざってくる可能性はありますので、混獲が増えてきて、いっぱいになって操業が止まらないようにできればと、お願いたします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

ウェブから東村委員が挙手しておられるそうですので、東村委員、よろしくお願いたします。

○東村委員 まず迅速な漁獲量の把握、これに関しては多くの方がもう述べておられることですが、例え海外の例を挙げてみますと、ズワイガニ、私、一生懸命研究しているんですが、カナダもアラスカも水揚げのときにもう量ってしまう、そういうやり方です。日本はというと、競りのデータを使ってTAC集計をしている。これは全く漁業の在り方が違って、アラスカもカナダも加工原料ですから、一つ一つのカニをそんなに大切に扱っていない——というよりは、多分、日本で言うほかの魚と一緒にぐしゃっと水揚げしてしまう。日本のズワイガニは単価が非常に高いので、一つ一つとても大事に扱っている。そういうわけですから、当然ながら漁獲量の把握の仕方変わってくるんですよ。

スルメイカについて言えば、1998年を振り返ってどうしてスルメイカをTAC魚種にしたのだらうと、当時、私のみならず周りも、特に単年性の魚種なので難しいのではないかという声があったと思います。今後、TAC対象魚種は増えていくというのが新しい漁業法の下での水産庁の持っている方針だと思いますので、本当にその魚種はTACで管理するのに適しているのか、そこからもう考えていただきたいなと思います。

例えば集計の方法も、間違っていないと思いますが、たしかカタクチイワシは煮干しになったものの重量を量って歩留りから漁獲量を計算するという方式だと理解していて、それは非常に日本らしくて、水揚げしたときに一々量っていたら全然いい商品ができない。こういうところも含めてTACの導入の際には、要するに、集計の方法も単純に重さを量るばかりではなく、いろいろな方法が考え得るので、そこまで考えて新しい魚種にTACを導入するというのを今後、進めていただきたいと思います、これはカタクチイワシの件が間違っていたらコメントを頂ければと思いますが、意見として述べさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○山川分科会長 御意見ということでよろしいでしょうか。

○津田特別委員 データの迅速な収集に関しては、基本、漁師さんが自分たちで漁獲を報告するのはすごく難しいと思うんですけども、産地市場がやるならすごく簡単だと思うんですよ。というのも小型でイカを獲って、それを産地市場に揚げないで直接仲卸に売りたいなことは、私が知っている限りではないので、必ず産地市場には揚げると思うんですよ。産地市場では必ず誰に何キロ売った、何箱売ったと分かるので、漁協なり産地市場を運営している運営者に毎日速報値みたいな感じで、それこそGoogleフォームでいいと思うんですよ。

1か月間全然報告がなくて、ばんと来たときに「おっ」という話ではなく、毎日でいい

ので、速報値でいいと思うんですよね。二重で管理して、今までどおりきちんとやるものと1か月後に突合して、どう考えてもそれが倍・半分とかなるわけがない、ぶれがあったとしても1割ぐらいだと思うので、今、どれぐらい積み上がっているのかをリアルタイムで見るのが重要なので。

この議論になると、よくほかのところに水揚げする、県境をまたいで旅する漁師みたいなものはどうするんだという話になりますけれども、例えば青森の漁師が獲って石川に揚げたとしても「どこの誰か分からない人が急に水揚げしてきたぞ」とはならず、「これは青森のナニナニ丸が水揚げしたものです」というのは完全に分かるので、そうしたら石川県の市場が「この分は青森から来た分ですよ」と管理して、本当にGoogleフォームでいいと思うんですよ。まずそれぐらいの、何だろう、どうしても日本人は気質的に「100%かっちりやらないと駄目だよな」みたいなところがあると思うんですけれども、まずやれる部分から。

本当に、Googleフォームなら私、来週までにつくってきますよと言いたいぐらい簡単にできてしまうので、それぐらいからまず始めるのが現実的かなと。

管理のために数字を取ろうと思うと大変かもしれませんが、産地市場は毎日それで売り買いやっているので、必ずそのデータが残っているので、それを毎日ちよちよと打ち込むだけだと思うんですよ。なので大した負担にはならないと思うんですね。それが本当に小さい水揚げ市場だとしても、そんなにそんなに、3分もあれば終わる話だと思うので、何かそんなところから。若しくは、例えば最初から全国でやるのは難しいのであれば、取りあえずどこか一つの県とか一つの地域でもいいからちよちよとやってみてとか、それぐらいでスタートすべきなのではないかなと。

すみません、100・0の話をしていると、いつまで議論していても進まないような気がするという意見でした。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

ウェブから伊藤委員の手が挙がっているそうですので、伊藤委員、よろしく願いします。

○伊藤委員 北海道の伊藤です。

漁業者が沖に出られないということ、そして船を休まなければ駄目だということ、本当に苦しい思いはよく分かります。今回は、やはり水揚げというか、資源評価の部分からまず失敗だったのかな、ルールづくりも失敗だったのかなと私は思っています。

来期のことについて、皆さん御意見ありましたのでお話ししていきたいと思っておりますけれども、今回3万6,000トンというシナリオもあったわけでございますけれども、新たにシナリオをつくった段階で、これは3年間変更できないシナリオなのかということと、今のこのシナリオ自体も今回のデータ不足だとかいろいろと入りまして、次から次と2回の追加という形になった。現場はかなり混乱してしまっていたのが現実だと思います。それであれば最初から、そもそも見直した方がいいのか、このシナリオの3年間を継続しなければいけないのかといったことを、まず一つ質問したいと思います。

もう一つは、来期に向けてあと3か月しかないですね。資源評価が終わって、そしてその後、今後の運営関係、資源管理の運営も進めていかなければ駄目なのに、本当に3か月しかない。それで来期、同じようなことを繰り返さないような方法論ができるのか。これはやはり水産庁なり業界が力を合わせながらつくり上げていかなければ、本当に同じようなことがあると思います。

ただ、これは今後、TACも増えてきまして、いろいろな魚種も増えてきております。同じことを繰り返さないような形で早急に水産庁にこの方法論を考えていただきたいと思っております。

○資源管理推進室長 伊藤委員、ありがとうございました。

いくつかの質問は、多分、この後の報告事項でカバーしていますが、質問に対する直接の答えとしては、現在のシナリオを愚直に3年間続けるということではなく、見直しに向けて議論できればと考えています。

他方で、正に伊藤委員が御指摘のとおり来季に向けたスケジュールというものがありますので、その中で何ができるのか。時間がないからいいかげんな議論しかできないということではなく、時間的制約がある中で最善の議論をさせていただければと思いますので、是非、その際にはステークホルダーの一員として参加し、水産庁の提案に対して意見を賜ればと思います。

ありがとうございます。

○伊藤委員 取り急ぎ、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

特になければ、本件につきましては提案のとおり承認していただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、本日の水産政策審議会第142回資源管理分科会において諮問のありました諮問第491号から495号について、答申書を読み上げます。

## 答 申 書

7 水 審 第 28 号

令和 7 年12月 8 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和 7 年12月 8 日に開催された水産政策審議会第142回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

○山川分科会長 「記」以下の文言につきましては諮問事項と同一ですので、読み上げは省略いたします。

この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書を手交)

○山川分科会長 それでは、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が 3 件あるということです。

初めに、令和 8 管理年度以降のするめいか T A C 管理について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料 7 の準備をよろしくお願いいたします。

12月 4 日に開催しました令和 8 管理年度以降のするめいかの T A C 管理に関する意見交換について報告します。

まず、背景を説明いたします。

令和8管理年度のするめいかのTAC管理については、先ほどの議題でも漁獲シナリオの見直しを含め、資源評価又はTAC管理の在り方についていろいろな意見が出てきたところです。

プロセスを申しますと、資源管理方針の見直しにおいては、ステークホルダー会合の議論を経て水産庁で用意した最終の案を、水産政策審議会にお諮りしたのち、決定するものです。

その中で、するめいかのTAC管理に関して今般様々議論があることから、いきなり「これが最終の案です」と諮問するのではなく、機会を捉えて委員、特別委員の皆様にも途中経過を報告して御意見を賜ることが望ましい形と考えています。

そのような考えの下、最初の一步としまして、この意見交換を開催しました。

意見交換は、忌憚なくいろいろと意見を言っていただきたいということで非公開という形で、また、出席者は大臣管理区分の事務局を務めている方、また、「数量明示」である北海道と富山県の担当者の方としました。

この意見交換で出た意見についてこれから紹介するとともに、令和8管理年度以降のするめいかTAC管理について委員、特別委員の方々からご意見を頂戴できればと思います。では、資料の説明に入らせていただきます。

まず紹介したいのは、資源評価に関する意見です。

するめいかは単年性の資源であるにもかかわらず「10年先の達成確率」の議論をしていることについて現場は矛盾を感じている、現場の実感と乖離している、研究・管理・現場の間の溝が埋まっていないという意見、するめいかの特性に合わせた管理を考えなければいけないとの意見が出ました。

続けて、今年8月に水産機構の研究者の方に協力を頂いて資源評価に関する意見交換を開催したところですが、そのときに、この漁獲の獲れ方は「想定内」だとの説明を水産機構の研究者から受けたけれども、実態としては何か大きな変化が起きて資源が回復したのではないかと感じているとの受け止めを頂きました。

また、環境変化が激しい中で、現行の資源評価や管理の手法が本当に有効なのか、改めて検証が必要だという意見が出ました。

違った視点として、漁業者の方は、ソナーだとか魚群探知器、そういった情報を使って資源量とか漁獲の目安をかなり推定できる段階にあるのではないかと、こういうものを使っ

たらしいのではないかという意見が出ました。

その他、漁獲シナリオの検討に当たっては、まずは資源評価の当初予測に対して、この漁期の状況を踏まえた結果の振り返りが必要なのではないか、関連して、精度向上の取組の進捗について水産機構からの説明を求めたいという意見が出ました。

二つ目は、漁獲シナリオに関する意見です。

単年性で資源評価が難しいするめいかに対して現在の漁獲シナリオが有効なのか、改めて検証する必要がある、令和3年のステークホルダー会合で示された外国の管理方式の導入を含めて、資源の特性を踏まえて管理を見直すことについて検討が必要ではないかという意見が出ました。

また、今年のような当時想定されていなかった事態が発生した場合にも対応できるよう、科学的根拠に基づき余裕のあるTACを設定すべきではないかという意見が出ました。現行の漁獲シナリオは複数の選択肢を示した上で決定したものであり、選択肢の中には現在よりも余裕のあるTACを設定できるものがあつたこと踏まえた発言と推測します。

続いて、来遊量に応じて、シナリオ選択だとかTACの設定について柔軟かつ機動的に見直す仕組みにしてほしいという意見が出ました。

これまでのTACの消化率を踏まえると、高いTACを設定しても獲れないときは獲れないのが日本のするめいか漁業の実力なので、「きっちり獲り切ることを前提」とした管理とは性格が違うのではないかという意見が出ました。

関連して、するめいかはあじ、さば、いわし、すけとうだらとは異なる特性を持つ資源であるという認識の共有が必要ではないかという意見が出ました。

TACの期中変更に関連しまして、本年はより安全を見た引き上げ幅となっており、黒潮大蛇行の終息後の環境が続くのであれば、少なくとも今年並み、それ以上の資源状況となることを見込まれるので、最低でも今年の漁獲実績並みのTACとなるような漁獲シナリオの選択が望ましいという意見が出ました。

次ページに移ります。

三つ目は、国の留保の取り方・追加配分ルール・そのほか管理方策に関する意見です。この中にはTAC管理の在り方、TACの設定、配分、留保の取り方、追加配分ルールが含まれています。

発言の順番どおり、あまり整理せず書いたものですので、少しとっ散らかっているところは御容赦いただければと思います。

まず、T A C 配分に当たっては、先ほど三浦委員からも頂きました、1 隻当たりの経営へのインパクトが大きい小型漁業には一定の配慮が必要であり、ノルウェーではトロール・ラダー方式の下で経済的配慮が行われているということで、そういったことを日本の資源管理政策でもより明確に打ち出すべきではないかという意見が出ました。

より広い形で、するめいかの特性を踏まえた T A C 管理の在り方を、腰を据えて考え直す必要があると考えるという意見が出ました。

再び配分について、小規模漁業者が生活できるだけの当初配分となっていない。実績ベースだけではなく、小規模漁業者や食文化、観光業等への影響も加味して、沿岸コミュニティへの経済的影響を踏まえた配分としてほしいという意見が出ました。今日、日吉特別委員ほかからも頂いた御意見と同じ意見だと思います。

留保については、留保はあってしかるべきと考えるが、一回の配分上限に差があるにもかかわらず追加配分の回数は同じ 3 回とした今年の運用は誰も納得していないという意見が出ました。

T A C の設定については、科学的に根拠がありつつ余裕を持った数量としつつ、その範囲で 1 日当たりの水揚げを制限するようなやり方が大事ではないか。資源を守り、共存するためにも今後、他の団体とも話し合いを重ねたいと考えており、水産庁にも入ってもらいたいという意見が出ました。

小型するめいか釣り漁業に関連して、遠くまで獲りに行ける漁船と獲りに行けない漁船の二つのグループがあることから、ローカルの T A C 枠を設定する必要があるのではないかという意見が出ました。

再び、留保について、留保からの追加配分のルールは公平ではないので、改めて見直しを求める。また、大量の加入等想定外の事態に対して制度が柔軟に対応できていない。制度に現場の実態が反映できているかまずは検証して、見直すべきだという意見が出ました

また、追加配分の運用が漁期途中に変わると計画的な操業ができなくなり非常に困るので、最初から決めておくべきだし、今年のことを考えると、留保は設けなくてもよいのではないかという意見が出ました。

続けて、根本的なところとして、数量管理の基本は与えられた数量を守ることであり、超えそうだから増やしてくれという議論は本来の趣旨とは違うのではないかという意見が出ました。

するめいかの特性に関するものとして、獲り尽くすことができないタイプの資源なので、

ほかの資源と同じ管理をするだけの地盤がないのではないかという意見が出ました。

留保の設定に戻ります。1年を通して盛漁期、漁場が移る中で、自分の分を残してほしいという意見があるのであれば、むしろ最初から配分し、当初配分をその分底上げした操業した方が管理がしやすいのではないかという意見が出ました。

関連して、留保の取り方について、これくらいなら利用してよいという水準を季節や地域ごとに事前に設定しておけば、先を見据えた管理が可能となるのではという意見が出ました。

続いては、TACの期中変更です。あらかじめ検討時期を複数回設定しておくことや、調査結果や漁業のCPU Eなど判断指標を設定した方がよいのではないかという意見が出ました

また、1回の増枠については、想定内で最大まで引き上げた上で、漁獲の積み上がりに応じて段階的に配分する手法が望ましいという意見が出ました。

留保と融通の関係については、融通が十分機能するのであれば、留保は不要になる可能性もあるのではないかという意見が出ました。一方で、ほかの出席者の方からは、毎年の漁場形成の予測が困難なことから留保は必要であるとした上で、留保枠の不足が見込まれる場合の出し方については、関係団体ともきちんと議論すべきであり、コンセンサスを取る形としてほしいとの意見が出ました。

今一度、留保の取り方について、来年のTACがどのくらいになるか分からない中では、踏み込んだ議論はできないのではないかという意見が出ました

定置網に関連しては、するめいかを対象とせずとも網に入ってしまうので漁を止めることは難しいという特性は配慮されるべきではないかという意見が出ました。関連して、留保からの追加配分がないと状況によっては超過の可能性があることから、やはり留保は設定してほしい。また、管理年度後半の地域については、やはり最後までそれを受け入れる機会があるように配慮してほしいという意見が出ました。

四つ目は、小型するめいか釣り漁業の管理についてです。ここについては小型するめいか釣り漁業の管理団体から今の進捗、今後の受け止めについて報告を受けました。

現在、報告の迅速化に向けて検討を行っているところで、自県内の水揚げを行う場合には迅速化の可能性はあるけれども、他県で水揚げする場合には、水揚げ情報の把握が地域によって異なっているので、即日報告は物理的に不可能であることが分かった。できるだけ正確性、迅速性を高める必要性は認識しつつ、国の漁獲報告システムの活用により漁獲

総量のモニタリングを併用していく体制の構築が不可欠との報告を受けました。

管理の在り方については、まだ具体的に議論していないので結論を得ていないものの、小型するめいか釣り漁業においては箱数の制限であったり光力制限などの努力量の管理は行ってきた。ただ、自主的な配分だとか操業停止等の経験はないので、自主的な管理でどこまで有効にやれるかは不明であり、実質的な規制は公的な部分によるべきところが多いのではないかと報告を受けました。

続けて、公的か自主的かも含めて、まずは業界の中で検討しましょうというところからスタートすることが望ましいと考える。地域別管理は、年によってどこに来遊が集中するかが変動するため、過去の実績シェアに基づくTACとギャップが生じる懸念があることから、望ましくない。まずは公平な漁獲に向けた対応としては、期間別の管理を自主的に開始することが望ましいのではないかと。これらのことは、出席された方の受け止めの段階であると我々は承知しておりますが、そのような報告を受けました。

その他、令和8管理年度に向けて、休漁日を全国一斉にするなど全国的に周知、対応できる運用ルールの整備が必要ではないかと報告を受けました。

最後になります。目安数量を今年、大きく超過した「現行水準」の府県があったところ、この扱いをどうしたらよいのかということについて意見を頂戴しました。

まず、そういった県においては数量明示化して、枠を与えて操業させるべきである。これら「現行水準」の府県の定置網漁業は目安数量を超過した後も採捕を続けており、遊漁で大量に漁獲している者がいる。「数量明示」の道県や大臣管理区分は枠を超過したら採捕停止命令が出る中で、「現行水準」の府県は超過しても操業が続けられるという矛盾は現場に説明できないという意見が出ました。

対応について、一定のラインを設けて、そこを超えた府県は「数量明示」として扱うことや、知事管理漁獲可能量の中に国と同様の留保を設けてもよいのではないかと意見が出ました。

最後、いか釣りや小型底びき網などの獲りに行ける漁業の勢力を多く抱える県も「現行水準」となっており、今回自県の海域に良好な来遊が見られ、それらの漁業種類による漁獲が積み上がったことが目安数量を大幅に上回る漁獲が生じてしまった一因だと考えている。「現行水準」は漁獲努力量を増やさないことが原則のはずが、努力量が増えているのではないかと。目の前に資源が見えたら「現行」以上に漁獲することを希望するのであれば、やはりそれは数量明示に移行すべきである。また、「現行水準」の管理に対する県の認識

が十分ではないと感じるので、御指導いただきたいという意見が出ました。

資料の説明は以上です。本日の資源管理分科会において既にいろいろな御意見を頂戴したところでありますが、意見交換の報告に関連して委員、特別委員から御意見を頂けますと幸いです。

よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

○木村委員 T A C 管理をやっていくことは国是でもあるので、仕方ない部分はありますけれども、拠所となる数字をつくる必要があります。それについて、水産庁としては今年どういう形で水産機構に考え方を示すのでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

今のお話は、令和 8 管理年度の話ですね。

○木村委員 そのとおりです。

○資源管理推進室長 資源評価というのは農林水産大臣が行うものであり、水産機構は大臣から委託されている以上、資源評価について我々管理側がどうこうするものではないと考えています。

水産庁としては、頂いた資源評価の中で漁獲シナリオの取り方や T A C の設定のやり方について考えます。

その他、長期的な視点としては、今日もいくつか意見が出てきましたけれども、浮魚も底魚も単年性のするめいかも一律同じ考え方で M S Y を出していることについて、本来であれば、単年性の資源の M S Y の出し方、浮魚資源の M S Y の出し方があると思います。そこについては中長期——と言うと少し長いスパンになってしまいますけれども、水産機構に問題提起したいと考えているところです。

○木村委員 この中のコメントにもありましたけれども、今年の総括をしていくことができましたよね。それは多分、水産機構がやると思いますので、それはとても重要なことですが、その対応の仕方としては、今回は C P U E を使っていて、シナリオをいくつか出していった。ただ、この審議会の場合には実はそのシナリオは示されていなかったもので、それについては意見を言わせていただいているところです。

是非、そういうシナリオをきちんと出していただきたいことと、具体的に言うと、例えば秋と冬の二つに分けて T A C を出すことはできないんですかね。イカの場合には。何か

その方が、どうせ——という言い方ではないですけども、かなりアバウトな形で出さざるを得ない中で、ざっくりと出すよりも秋と冬に分けて、そしてそれぞれの都道府県に配分するような考え方をしていた方が漁業者の皆さんが理解しやすい、あるいは説得力のあるような形になるのかなと思ってはいます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

○中島特別委員 すみません、この議論の中にあまり出ていないので。

今、木村先生から秋、冬に分けてという話がございましたけれども、海域が異なるんですよね。太平洋側がまず来て、その後、日本海という形になりますので、秋、冬がいいのか、若しくは大まかに海域を分けるのか、そういった手法も考えるべきではないだろうかと思います。

○釜石特別委員 もう皆さんほとんどお話しされている中ですけども、まず、この議論で共通している話は、資源調査、それから資源評価の精度を高めなければいけないというのは皆さん同一の意見だったかと考えております。

今、赤塚室長から説明があった中に、検証も進めていかなければならないというお話がありました。これは是非やっていただきたいと思います。まず、令和6管理年度から令和7管理年度において7.9万トンから1.9万トンまで下げたわけですね。ここの資源評価、その数量設定が的確であったか、これはやはり今年度の漁獲実績を見据えた中でしっかりと検証していかなくてはならないと考えるところです。

それから、今年2月だったと思いますけれども、資源管理の基本方針で漁獲可能量の算定方法、先ほどおっしゃっているように、農林水産大臣が良好な加入量があると認めた場合という話がございました。しかしながら、現実的にはこの数量改定というか増枠は、上限が設けられているような形の中での期中における改定であったと感じているところです。ここが窮屈な原因となって、最終的には採捕停止にまで至るような案件になったと見て取れると感じているところです。

したがって、先ほど申し上げておりますとおり、ここの運用方法も考えていくべきであろう。

それから最後、意見の中に獲り切れない漁業種であるという話がありましたけれども、これは獲り切れないのではなくて、最終的に与えられているTAC数値をオーバーしないために、その手前で漁業者若しくは漁獲者が止めている現状にあるんですね。それは皆さん御承知のとおり罰則規定があるからで、資源管理を守るためにそのような運用を自らが

やっている。去年も今年もそうですけれども、やはり現場の漁業者、とりわけ大臣許可の管理区分の中で見てみれば、出漁を制限したり漁獲数量の制限をしたりと皆さん個々に、資源管理を守っていくんだ、漁業法を破ってはいけないんだという意識の下でやられている漁業者もごさいます。

ですから令和8管理年度のTAC設定に関しましては、先ほど木村委員からもお話があったように三位一体となった資源管理、資源評価の在り方を強く進めていくべきだと思いますし、極端な数量の減少が今年の結果を招いているということを教訓としていただきたいということで意見を述べさせていただきます。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしくお願いたします。

○津田特別委員 まず大前提として、今、イカの資源量が暫定管理基準値以下というところで、10年前、20年前に資源量が戻った感じで話してはいけないと思っているんですね。あくまでも今、そういうところに我々はいますという中で、いかに資源を管理しながら最大限に獲っていくかというところを忘れてはいけないなと思うんですね。

その中で、今日、何度も出ますけれども、資源調査のところがすごく重要になりますし、一方で、1年魚だからみたいな話もあるんですけれども、現に最近だとペルーのアカイカ等でMSCの調査が入ったみたいな感じで、海外でもきちんと資源管理に向けたいろいろな調査手法等が確立——と言ったらあれかな、出てきてはいるので、1年魚だからTACにそぐわないとかMSYがそぐわないみたいな、そういう話ではないなと思うんですね。

それが重要なのと、更に言うと余裕のあるTAC設定みたいな話は、「余裕のある」ということは、何というか、言い換えれば「がばがばだ」みたいにも取れるかもしれないので、やはりきちんと資源を守るというところでのTAC設定をしつつも、良好な加入があったときの増枠の発動条件みたいなものをもう少しきちんと明確にしておけばいいのではないかと思います。

今年に関しては、やはり途中で、正直、無理くりなところはあったのかなと感じるところはあるので、最初に厳格なTACを設定しても、そのとおりに、よく分からないものであるので、「こういう条件だったらこうやろう」「こういう条件だったらこうやろう」みたいなものを最初から明示しておけば、多分、みんなが納得するような形にはなるのではないかと思います。

もう一つが、来年度のするめいかのTACの水政審、2月ですよ。今日これが終わると2月までないという感じなんですよ。だとすると、2月にどんと出てきて「おっ」と

なるのも議論としてはなかなか大変なので、途中でこういう意見交換会みたいなものだと  
か、そういうものを設けていただけるといいなと思います。

○山川分科会長 御意見を頂いたということによろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

ウェブから東村委員が手を挙げておられるということで、東村委員、よろしくお願  
いします。

○東村委員 私が述べたいのは、資料の中の「小型するめいか釣り漁業の管理」という項  
目の3番目のポツになりますが、ここに「公的か自主的かも含め、まずは業界の中で検討  
しましょう……」という言葉が出てきますけれども、今回もそれぞれの業界団体の方がそ  
れぞれの立場でそれぞれの発言をされていますが、やはり法的に決められることになると  
全体統一的なものになってしまって、柔軟な動きがなかなかしにくいところがあるだろう  
と考えています。

恥ずかしながら、いか釣り漁業の業界の団体がどれぐらい結束があって、どれぐらい漁  
業者の方を引っ張っていけるのか。漁業の形態が違いますから、それはまた業界団体によ  
っても異なるかと思えますけれども、まずは自主的にどれぐらいのことが管理できるのか  
を、是非、検討していただいて、その中で「これは国に任せた方がいいな」とか、また業  
界団体がいくつかある中で横のつながりをネットワークとして構築するとか、こういう業  
界団体が整備されているというのは日本の漁業の大きな特徴の一つですから、私の考えと  
しては、業界団体がかなり力を持って管理を進めていくのが一番効果的なのではないか。  
自主規制をつくったとして、漁業者の方もすんなりそれを受け止めていけるのではないかと  
考えております。

○山川分科会長 御意見を頂いたということによろしいでしょうか。

○東村委員 はい。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

特になければ、次に太平洋クロマグロの資源管理について、事務局から説明をよろしく  
お願いいたします。

○資源管理推進室長 資料8の準備をよろしくお願いいたします。

令和7管理年度の融通等の事後報告です。

1枚目のスライドです。

令和7管理年度において、TAC又は配分の変更のうち以下に掲げる六つの類型につい

ては、資源管理基本方針に基づく、又は配分量の通知に基づく実施要領に則って行われているものです。令和7管理年度が始まるに際し、これらは行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとしております。

今般報告するのは1番、都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更と、4番、WCPFCで合意された措置に基づく係数を用いた不等量交換に伴う数量の変更につきまして、前回の水政審以降に行ったものを報告いたします。

次のページに移っていただけますでしょうか。

まず報告しますのは、国が融通要望調査を行いました。

次のページに移ります。要望調査の結果、令和7年10月28日でありますけれども、福岡県と大中型まき網の間で小型魚3.5トンと大型魚3.5トンの交換が実現しました。

下のスライドに移ります。

今度は都道府県間融通のうち、国の要望調査を介さずに、自らお互いの相手を見つけて行ったものです。

令和7年10月28日に、佐賀県と青森県の間での交換、鹿児島県から石川県へ小型魚の譲渡、石川県から北海道へ大型魚の譲渡が行われました。

次ページに移ります。

不等量交換です。こちらは、小型魚から大型魚に数量を交換する際に1.47倍掛けるというWCPFCのルールに則して行ったものです。

令和7年11月17日付で要望調査を踏まえ、ここに掲げます北海道、青森、宮城、東京、石川、兵庫、島根、佐賀、長崎、また大中型まき網漁業において、小型魚から大型魚への不等量交換が行われました。

結果となります。まずは小型魚については、4ページの下のスライドに掲げたような漁獲可能量等の変更が生じました。

続いて5ページ、上のスライドが大型魚で生じた漁獲可能量等の変更です。

以上の数量の変更が生じたことを水産政策審議会に事後報告いたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

特になければ本件はこれぐらいにいたしまして、続きまして、国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料9の準備をお願いいたします。

先ほどはくろまぐろについて事後報告を行いました。今回は、くろまぐろ以外の特定水産資源の数量の変更に係る事後報告でございます。

現行制度の概要です。次のページにも跨りますけれども、八種類について、行政庁の恣意性のない機械的な変更ということで、それぞれの特定水産資源の管理年度開始前にこれが生じた場合には事後報告させていただきたいということで水産政策審議会の上承を頂いています。

次のページ、数量変更の内容に移ります。

前回11月5日の第141回資源管理分科会以降に生じた数量の変更につきまして、報告いたします。

まずは1(1)に該当するものということで、こちらは資源管理方針にあらかじめ定められたルール、これは発動基準から「75%ルール」と呼ばれていますが、このルールによる国の留保からの追加配分に伴う数量の変更です。

まずはまいわし太平洋系群です。令和7年11月11日、11月12日、11月21日にそれぞれ三重県、宮崎県、もう一度三重県に対して国の留保から追加配分を行いました。

次のページに移ります。

するめいかです。令和7年11月6日に国の留保から北海道に対して700トンの追加配分を行いました。

このカテゴリーの最後になります。まさば及びごまさば太平洋系群です。令和7年11月12日に国の留保から北海道へ、また、12月2日に国の留保から北海道へ、それぞれ追加配分したところです。

5ページ、6ページ、7ページに数量算出の計算を掲げています。詳細は割愛いたしましけれども、いずれも資源管理基本方針の別紙に定めたルールに基づいて算出した数量を国の留保から出しています。

3ページに戻ります。

1(2)に該当するものということで、こちらは、関係者の合意による数字を用いて国の留保から追加配分を行ったことによる数量の変更です。

まさば及びごまさば対馬暖流系群において、令和7年11月17日付で石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県及び大中型まき網漁業に対して国の留保から追加配分を行いました。

1(3)は、融通に伴う数量の変更です。

するめいかです。令和7年11月25日付で大中型まき網漁業から北海道に対して200トンの融通を行いました。

4ページに移ります。

1(4)は、こちらは、大中小型まき網漁業I Q管理区分が終わったので、その未利用分を一旦国の留保に繰り入れたのち、国の留保から大中小型まき網漁業総量管理区分に追加配分したことに伴う数字の変更です。まいわし太平洋系群について、令和7年11月7日に行いました。

事務局からの報告は、以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

○中島特別委員 単純な質問で申し訳ないんですけども、3ページの一番上段のするめいか、北海道ですけども、変更後数量が3,300トン。それで一番下段では変更前数量が3,698トンになっていますよね。この数字の違いの理由。

もう一つ、6ページの北海道のところで変更後の数量として3,900トンという数字が上がっているんですけども、この違いについて教えていただければ。

○資源管理推進室長 11月5日に水産政策審議会で、大臣許可いか釣り漁業に予定していた国の留保からの追加配分のうち1,200トンの他の大臣管理区分・道県への振替え・追加配分することと、TACを1,800トン引き揚げた上で当該増枠分を当初配分量のシェアに応じて配分することの2点を諮問しました。諮問したのが11月5日なんですけれども、数量変更の手続を行ったのは6日以降だったんですね。それなので、6日の時点では3,300トン、その後で数量変更の手続が終わり3,698トンとなった。それが最初の質問の答えでございます。

もう一つの3,900トン、6ページですよ。これは……。これは多分、間違いのような気がいたしますので、ちょっとそこは。間違っていなかったらすみませんが、多分——今、誤りという声が聞こえてきましたので。申し訳ありません、それは正しい数値に差し替えます。

御指摘どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかに、いかがでしょうか。

特になければ、その他に移りたいと思います。何かございますでしょうか。よろしいですか。

特にないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内をよろしくお願いたします。

○漁獲監理官 次回の資源管理分科会につきましては、来年2月頃に開催予定としておりますが、現時点で具体的な日程は未定でございます。委員の皆様の御都合もお伺いして、追ってお知らせしたいと思います。

なお、それまでの間に、緊急に必要なため開催することになった場合には、改めて御連絡させていただきます。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり審議していただきまして、大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。